

大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年度～令和17年度

令和8年3月

大衡村・大衡村社会福祉協議会

ごあいさつ

今日、私たちをとりまく社会情勢は絶え間ない変化の中であり、少子高齢化の進展、核家族化や共働き、高齢者の一人世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。そうした中で、福祉を取り巻く環境は日々大きく変容し、これまでの高齢者・障がい者・児童などの分野ごとの福祉サービスだけでは対応しきれない複合的な課題が生じており、包括的な支援体制を整えることが求められています。



この度、本村の福祉に関する基本的な方向性を示す「大衡村地域福祉計画」(計画期間:令和8年度(2026)から令和17年度(2035)までの10年間)を策定しました。本計画は、地域福祉の推進に向けた基本的な方針として、地域の支え合いの強化、相談体制の充実、関係機関の連携に加え、災害時の支え合いの考え方も踏まえ、取り組みの方向性をとりまとめました。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会等の実践的な活動方針を示すもので、地域福祉計画と両輪に例えられる計画です。

今回、本村においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、様々な地域課題解決のため包括的な体制を構築し、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」による地域福祉活動を推進することとしました。

みんなで支え合いながら暮らせる地域づくりを進めるため、地域課題を我が事として住民同士で助け合い解決しようという取り組みや、地域の活動団体、民生委員・児童委員、ボランティア、事業者、関係機関が連携し、相談しやすい体制づくり、孤立を生まない見守り、必要な支援へつながる活動の強化に取り組んでまいりたいと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました皆様に心より感謝申し上げますとともに、大衡村社会福祉協議会とこれまで以上に手を取り合い、力を合わせて地域福祉の向上に取り組んでまいりますので、皆様からの引き続きのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

令和8年3月

大衡村長

小川ひろみ

ごあいさつ

近年、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加、人や地域とのつながりの希薄化に加え、物価高騰や世界各地での紛争激化に伴う社会不安など、社会情勢は大きく変化しております。こうした中、孤独・孤立やひきこもり、生活困窮などの複合的な生活課題が顕在化し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりの重要性は一層高まっています。また、自然災害が頻発する今日においては、平時からの住民同士の支え合いが、地域の大きな力となります。



国においては、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を掲げ、支え手・受け手の関係を超え、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めており、本会においても、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民、行政、関係機関の皆さまと連携・協働しながら、地域生活課題の解決に取り組んでまいりました。

この度、大衡村の地域福祉の基本的な方向性を示す「大衡村地域福祉計画」と、本会の実践的な活動方針を示す「大衡村地域福祉活動計画」を一体的に策定し、大衡村と大衡村社会福祉協議会がより一層連携を図り、理念と実践を調和させた地域福祉を推進させ、基本理念である「ともに支え合い、誰もが安心して笑顔で暮らせる大衡村」の実現に向け、住民の皆さまとともに着実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました大衡村地域福祉計画推進協議会委員の皆さま、並びにご協力いただきました住民の皆さま、そして関係機関の皆さまに心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人大衡村社会福祉協議会

会長 早坂 勝伸

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 SDGs（持続可能な開発目標）について	5
5 重層的支援体制整備事業について	6
（1）重層的支援体制整備事業の概要	6
（2）重層的な支援体制の構築に向けて	6
第2章 地域福祉を取り巻く環境	7
1 人口・世帯数の推移	7
（1）人口の推移	7
（2）人口ピラミッド（2025年）	8
（3）人口ピラミッド（2035年）	9
（4）世帯数の推移	10
2 子ども・子育ての状況	11
（1）保育園・認定こども園・小規模保育事業の児童数の推移	11
（2）小学校の児童数の推移	11
（3）中学校の生徒数の推移	12
（4）子育て支援センター利用者数（延べ人数）の推移	12
（5）児童館の利用者数（延べ人数）の推移	13
（6）母子・父子世帯数の推移	13
3 高齢者の状況	14
（1）高齢者世帯数の推移	14
（2）要支援・要介護認定者数の推移	15
（3）認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）の推移	15
4 障がい者の状況	16
（1）身体障害者手帳所持者数の推移	16
（2）療育手帳所持者数の推移	17
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	18
（4）自立支援医療認定者数の推移	18
（5）難病患者等の状況	19
（6）障害福祉サービス支給決定者数・利用者数の推移	19
（7）障害児保育施設数の推移	19

(8) 特別支援学級数・児童数・生徒数の推移	20
(9) 特別支援学校高等部卒業者の進路状況	20
5 生活保護世帯の状況	21
(1) 保護世帯数の推移	21
6 アンケート調査の実施概要	22
(1) 調査の目的	22
(2) 実施概要	22
(3) 結果概要	23
7 関係団体等及び事業所アンケート調査の実施概要	39
(1) 調査の目的	39
(2) 実施概要	39
(3) 関係団体等アンケート調査結果概要	40
(4) 事業所アンケート調査結果概要	40
8 地域福祉の推進に向けて求められる課題の整理	41
(1) 相談体制とサービスの強化	41
(2) 安心・安全な暮らし	41
(3) 人や地域とのつながり	41
(4) 地域福祉への関心	42
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 地域福祉と地域共生社会について	43
2 地域福祉を推進するための圏域と役割	43
3 基本理念	45
4 基本目標	46
基本目標1 みんなが相談しやすく適切なサービスが受けられるまちづくり	46
基本目標2 みんなが安心して暮らせるまちづくり	46
基本目標3 みんなでつながり支え合うまちづくり	46
基本目標4 みんなが参加し、活躍できるまちづくり	46
第4章 施策の展開	47
基本目標1 みんなが相談しやすく適切なサービスが受けられるまちづくり	47
1-1 包括的な相談支援体制の整備	47
1-2 制度や福祉サービスの強化	48
基本目標2 みんなが安心して暮らせるまちづくり	49
2-1 防犯・防災対策の推進	49
2-2 生活環境の整備	50
基本目標3 みんなでつながり支え合うまちづくり	51
3-1 居場所・交流の場づくり	51

3-2	地域課題の解決に向けた体制整備	52
	基本目標4 みんなが参加し、活躍できるまちづくり	53
4-1	地域福祉を支える人材の育成	53
4-2	地域福祉への理解促進	54
	第5章 計画の推進・評価体制	55
1	計画の推進体制	55
2	計画の評価体制	55
	第6章 関連計画	56
1	大衡村成年後見制度利用促進基本計画	56
2	大衡村再犯防止推進計画	61
	資料編	64
1	大衡村地域福祉計画推進協議会設置要綱	64
2	大衡村地域福祉計画推進協議会委員名簿	66
3	大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過	67
4	関連事業の一覧	68
5	関連事業の内容	72
6	用語解説	80

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国では急速な少子高齢化が進み、人々の暮らしや働き方、価値観が多様化しています。ライフスタイルの変化に伴い、人や地域とのつながりは希薄化しています。

身寄りのない高齢者、孤立・孤独、障がい者（児）への理解、共働きでの子育て、ひとり親世帯、貧困や生活困窮、ヤングケアラー、虐待、自死等の深刻な社会問題、防災・防犯の面での取り組みなど、地域で起こる課題は複雑化・複合化しています。

コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これまでの活動を続けることができなくなったり、人と会うことが難しかったりした時を経て、改めて人や地域とのつながりの必要性、大切さが再認識されています。

令和2年（2020）6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを改正の趣旨とする、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布されました。

大衡村（以下「本村」という。）では福祉のまちづくりを積極的に推進するために、地域福祉計画の策定と併せて、社会福祉協議会における地域福祉活動計画を令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までを計画期間として一体的に「大衡村地域福祉計画・地域活動計画」（以下、第6章の「1 大衡村成年後見制度利用促進基本計画」及び「2 大衡村再犯防止推進計画」を除き「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第107条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉協議会が中心となって、「住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」などが協力し、地域福祉計画と連携して策定する、地域福祉推進のための実践的な行動計画です。

なお、社会福祉協議会は、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域における課題を皆さんと一緒に考え、高齢者・障がい者等のための活動や支援、災害時のボランティア活動支援等を通して地域福祉を推進することを目的としています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

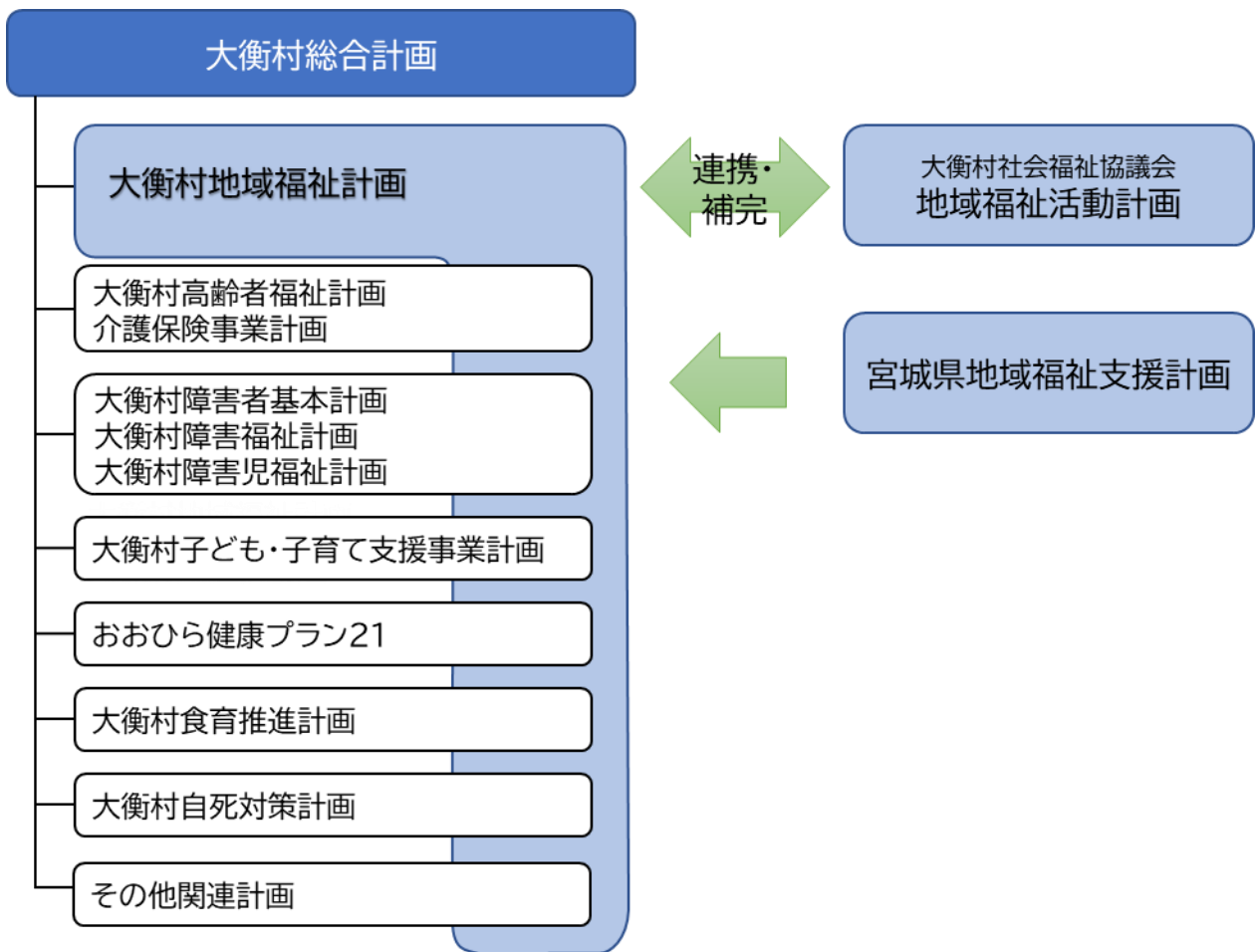
第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

本計画は「第六次大衡村総合計画」(令和2年度～令和11年度)を上位計画とし、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の分野別計画を内包した総合的な計画となり、地域福祉の推進に関連のある分野との連携も図ります。

また、本計画と関連の深い「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけられる「大衡村成年後見制度利用促進基本計画」及び「大衡村再犯防止推進計画」を関連計画として策定しました。



3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までの10年間です。令和12年度（2030）に中間見直しを行い、令和17年度（2035）に最終評価を実施します。

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)	令和 17年度 (2035)
大衡村総合計画	第六次				第七次					
大衡村地域福祉計画 地域福祉活動計画	第1期									
大衡村高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第9期	第10期			第11期			第12期		
大衡村障害者基本計画	第4次				第5次					
大衡村障害福祉計画	第7期	第8期			第9期			第10期		
大衡村障害児福祉計画	第3期	第4期			第5期			第6期		
大衡村子ども・子育て 支援事業計画	第3期				第4期					第5期
おおひら健康プラン21	第3次									
大衡村食育推進計画	第3次									
大衡村自死対策計画	第3次									

4 SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015）9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画においても、SDGsの「誰一人取り残さない」という視点を持ち、関連事業を推進することにより、SDGsの達成に寄与します。



5 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、これまでの「高齢」「子ども」「障がい者（児）」「生活困窮」といった分野や世代ごとの枠組みだけでは対応しきれない、複雑・複合化した生活課題に向き合うための事業です。関係機関と地域が分野を超えて連携し、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を一体的に実施する、重層的で包括的な支援体制を構築する事業です。

構築、整備にあたっては、地域包括ケアの基盤を生かしながら、地域の課題を「高齢者」「子ども」「障がい者（児）」「生活困窮者」など、分野ごとに支援する従来の枠組みや制度の垣根を超え、各分野での包括的な支援体制をさらに深化させ、住民の困りごとに応じて支援が途切れない体制を整えることが必要です。

また、課題解決に向けた支援だけでなく、地域のつながりや参加を促す地域づくり・活動支援（参加支援）にも取り組み、誰もが支え合いながら暮らせる土台を広げ、制度や分野の垣根、支える側・支えられる側の関係を超えて、地域の誰もが「他人事」ではなく「我が事」として関わり合い、地域でのつながりを軸にしてともに助け支え合う、誰一人取り残されることのない地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められます。

(2) 重層的な支援体制の構築に向けて

本村では、高齢になっても、これまでどおり住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の仕組みづくりを進めてきました。地域での見守りや相談窓口の整備、専門職や関係機関の連携も少しずつ整ってきています。

しかし、近年の介護や医療が必要な高齢者の増加、少子化による地域の担い手や福祉人材の不足、障がいのある方の高齢化に伴うニーズの多様化など、地域を取り巻く状況は一層厳しくなっています。いわゆる「8050問題」や、介護と子育てが重なる「ダブルケア」、障がい疑われても手帳申請には至らないケースなど、複数の課題が重なり合い、複雑になっている世帯も増えています。

このため、相談支援機関の資源に限られる本村においては、子ども・高齢者・障がい者・困窮者等の各支援機関の連携を、深化・強化を進めるとともに、対応した事案毎の経験値の集積化を図ることにより、支援に携わる人材のスキル向上を図ります。また、顔の見える自治体規模の特性を活かし、誰もが、どこでも気軽に安心して相談できる体制を構築し、支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続した支援を目指します。

第2章 地域福祉を取り巻く環境

第2章 地域福祉を取り巻く環境

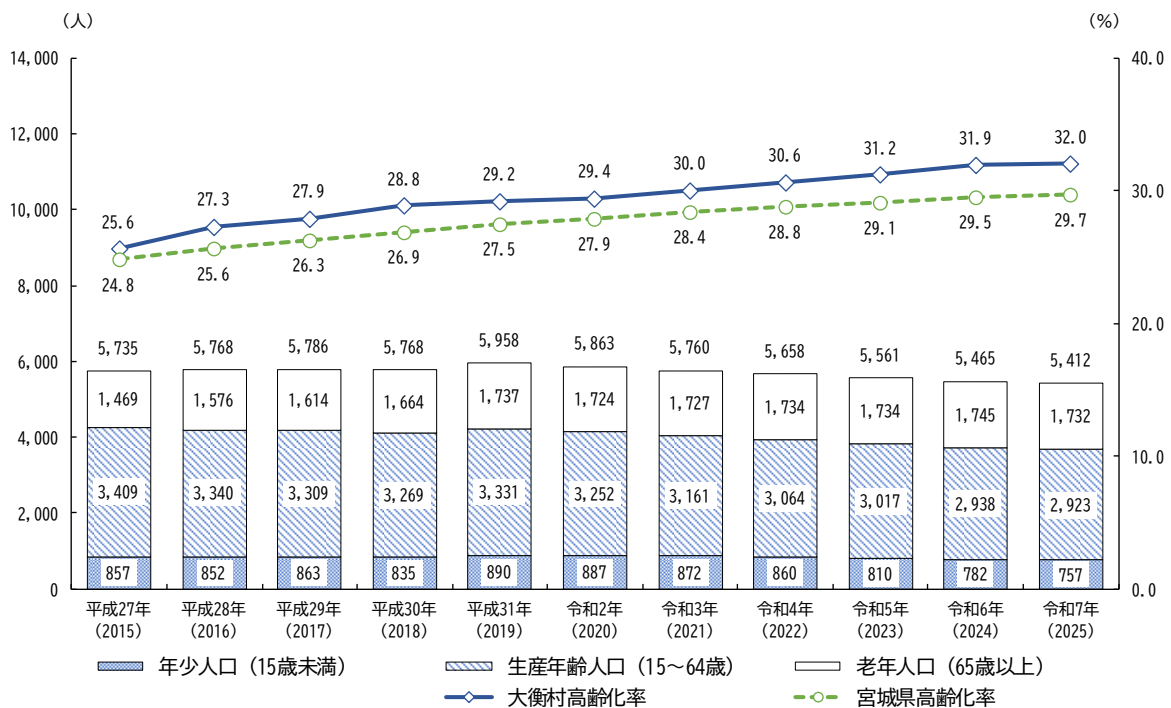
1 人口・世帯数の推移

(1) 人口の推移

住民基本台帳における大衡村の人口は概ね減少傾向にあり、平成27年(2015)から令和7年(2025)までの10年間で323人(5.6%)減少し、令和7年(2025)4月1日現在で5,412人となっています。

年齢3区分別にみると、平成27年(2015)から令和7年(2025)にかけて年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は概ね増加傾向にあり、令和7年(2025)4月1日現在で1,732人、高齢化率は32.0%まで上昇していますが、県内35市町村中では、25位と低くなっています。宮城県の高齢化率と比較すると、2.3ポイント上回っています。

■ 年齢3区分別人口・高齢化率の推移



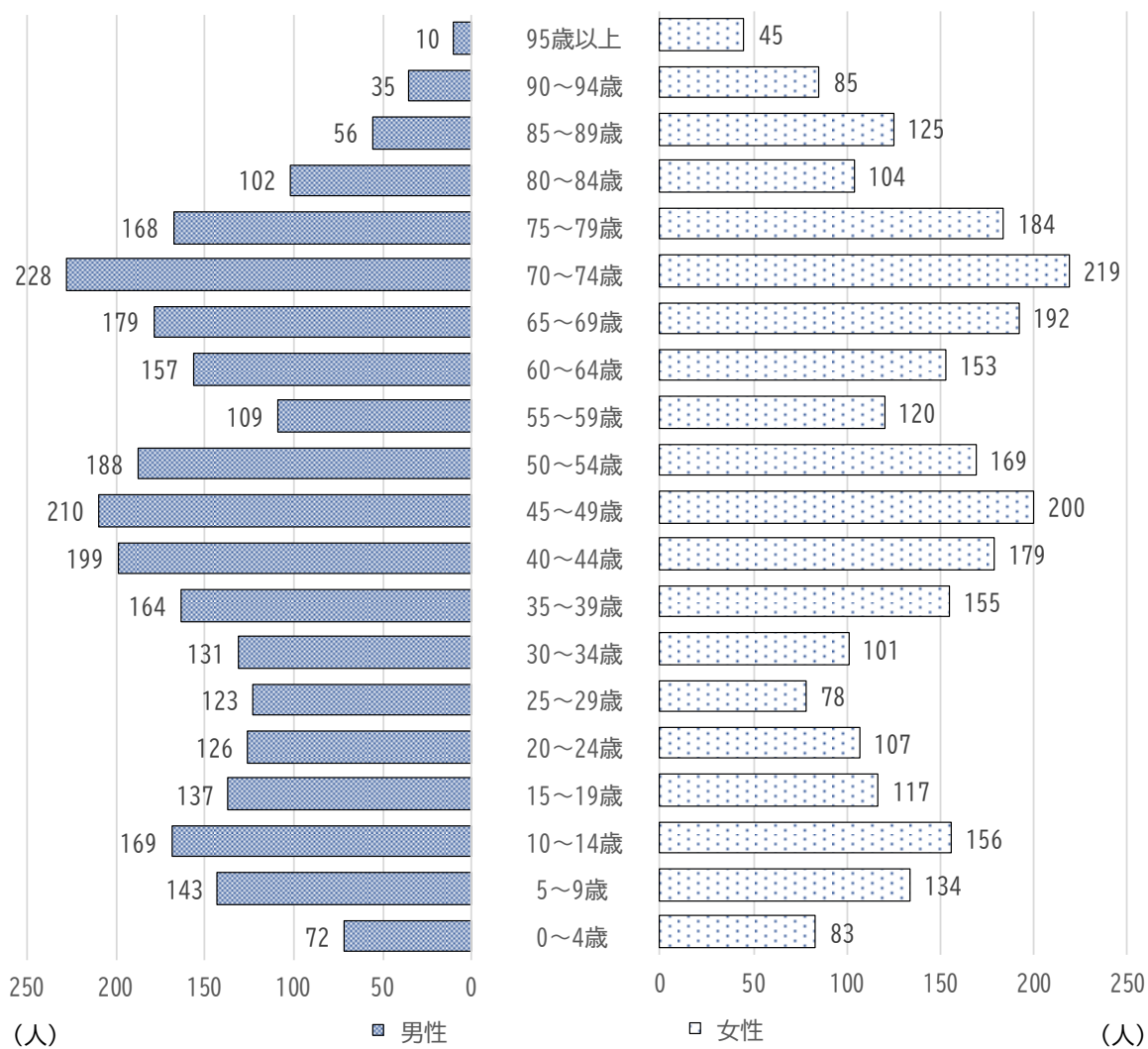
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）・宮城県高齢者人口調査結果（各年3月31日現在）

(2) 人口ピラミッド (2025年)

本村の性別・5歳階級別人口についてみると、令和7年(2025)4月1日現在で男性、女性ともに「70～74歳」の方が最も多くなっています。

後期高齢者(75歳以上)の方は男性が371人、女性が543人となっており、女性の人口が男性の人口を上回っています。

■ 性別・5歳階級別人口 (2025年)



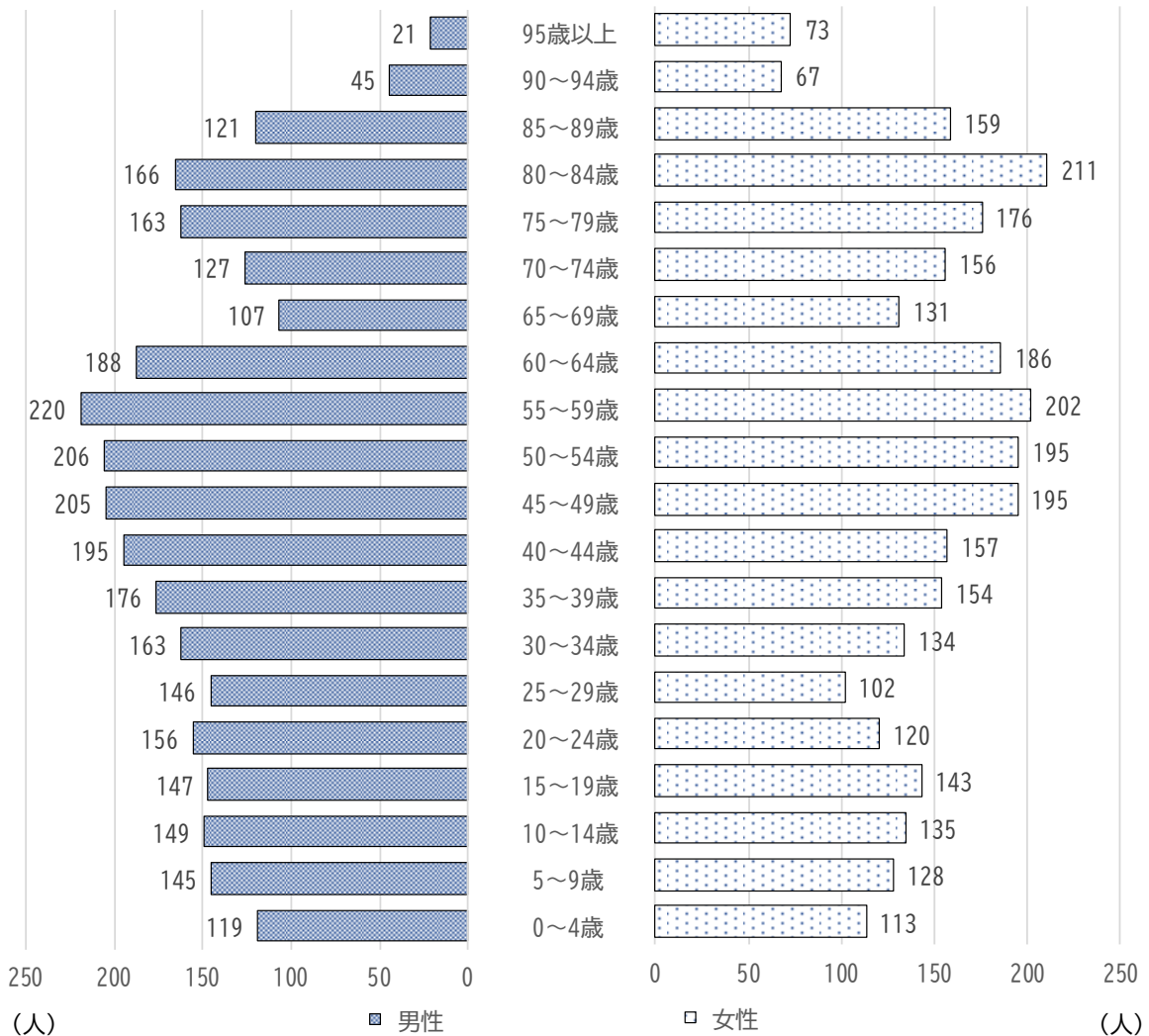
出典：住民基本台帳 (令和7年(2025)4月1日現在)

(3) 人口ピラミッド (2035年)

国立社会保障・人口問題研究所による令和17年(2035)の本村の性別・5歳階級別人口推計についてみると、男性は「55～59歳」、女性は「80～84歳」の方が最も多くなると見込まれています。

後期高齢者(75歳以上)の方は男性が516人、女性が686人と、女性の人口が男性の人口を上回る見込みです。令和7年(2025)4月1日現在と比較すると、男性は145人、女性は143人増加することが想定されます。しかしながら、生産年齢人口でみると、老年人口(65歳以上)と年少人口(15歳未満)は減少し、一方で生産年齢人口(15歳～64歳)は増加すると見込まれるため、高齢者を支える世代の活躍する環境整備に期待が持てる推計人口となっています。

■ 性別・5歳階級別人口推計 (2035年)



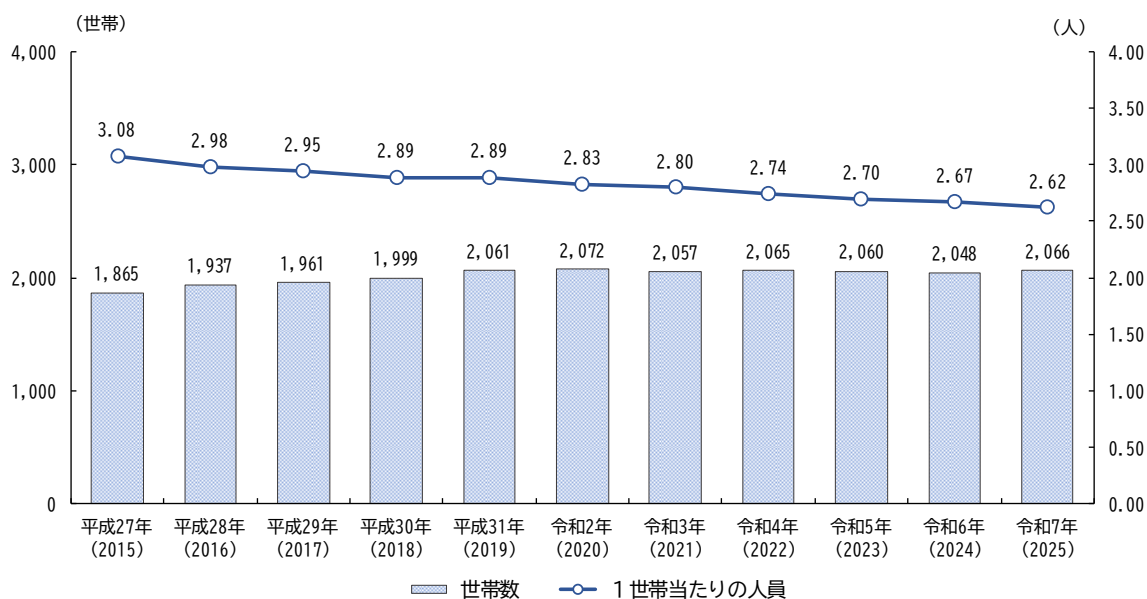
出典：国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

(4) 世帯数の推移

住民基本台帳における本村の世帯数は、令和7年(2025)4月1日現在で2,066世帯となっています。

1世帯当たりの人員は平成27年(2015)から令和7年(2025)にかけて減少傾向にあり、令和7年(2025)4月1日現在で2.62人まで減少していることから、核家族化、単身世帯が増加していることがうかがえます。

■ 世帯数・1世帯当たりの人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 子ども・子育ての状況

(1) 保育園・認定こども園・小規模保育事業の児童数の推移

本村内の保育施設について、令和6年度（2024）時点で保育園1か所、認定こども園が1か所となっており、小規模保育事業については令和5年度（2023）より休園しています。

児童数については保育園、認定こども園ともに減少傾向にあり、令和6年度（2024）で保育園が22人、認定こども園が119人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
ききょう平保育園	24	32	33	28	22
おおひら万葉こども園	208	181	159	137	119
万葉にこにこ保育園	12	8	6		

出典：大衡村（各年4月1日現在）

(2) 小学校の児童数の推移

本村内には小学校が1校あります。児童数は概ね横ばいで、令和6年度（2024）で386人となっています。

単位：人

大衡村小学校	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	358	382	386	391	386
小学1年生	62	76	59	63	54
小学2年生	66	60	76	60	64
小学3年生	56	66	61	77	59
小学4年生	62	55	68	60	71
小学5年生	56	62	53	70	56
小学6年生	49	58	63	53	68
特別支援学級	7	5	6	8	14

出典：大衡村 学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 中学校の生徒数の推移

本村内には中学校が1校あります。生徒数は概ね横ばいで、令和6年度(2024)で163人となっています。

単位：人

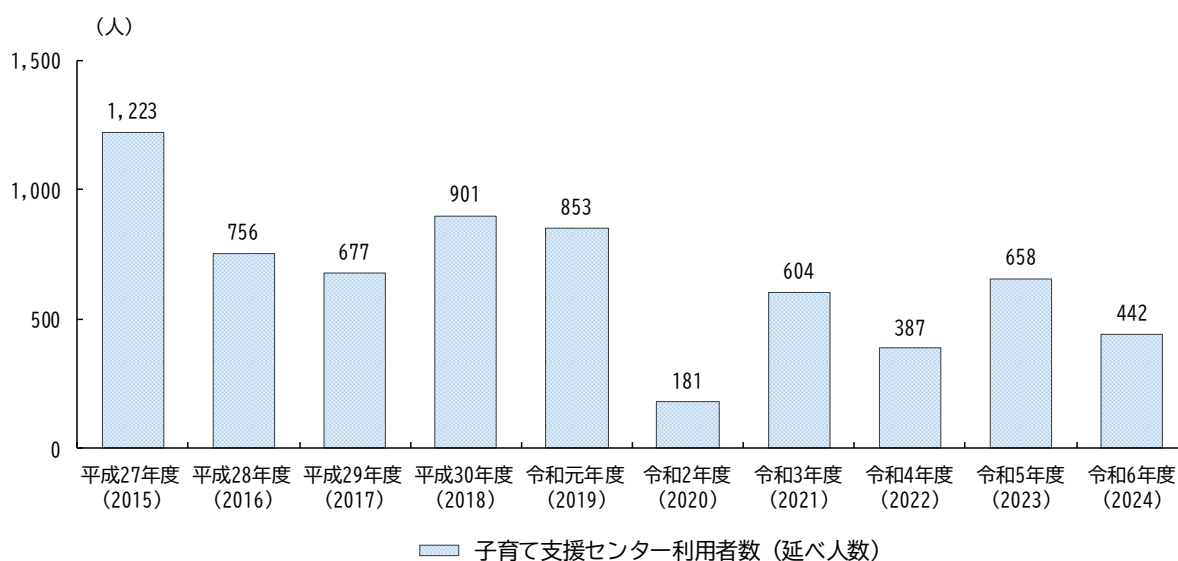
大衡村中学校	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	169	158	168	161	163
中学1年生	66	46	52	58	48
中学2年生	43	66	46	54	58
中学3年生	59	42	66	45	54
特別支援学級	1	4	4	4	3

出典：大衡村 学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 子育て支援センター利用者数（延べ人数）の推移

平成27年度(2015)から令和6年度(2024)にかけての子育て支援センター利用者数（延べ人数）についてみると、令和2年度(2020)に大きく減少するものの、その後は増減推移がみられ、令和6年度(2024)で442人となっています。

■ 子育て支援センター利用者数（延べ人数）の推移

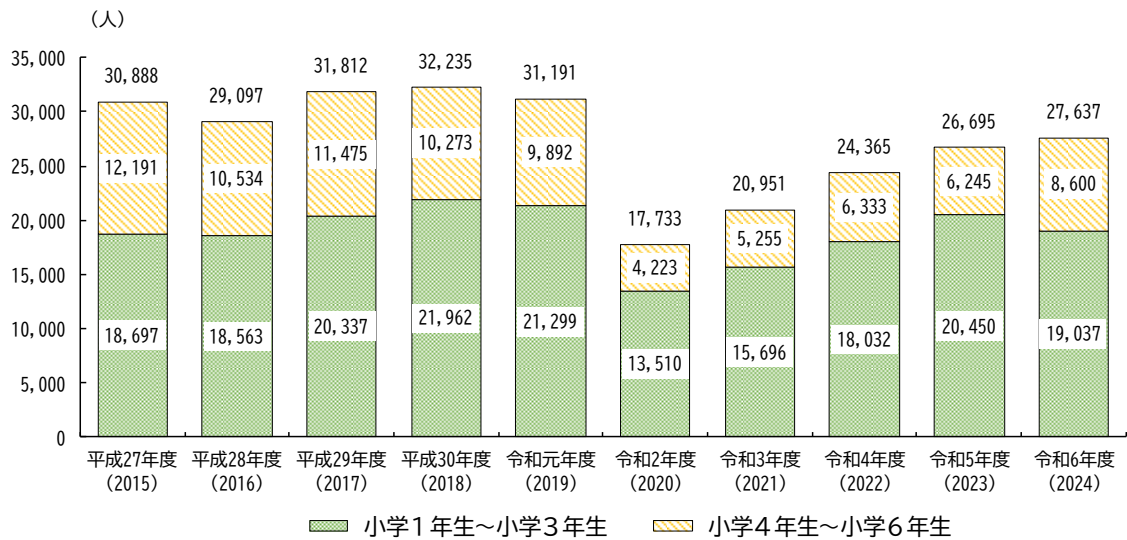


出典：健康福祉課（各年3月31日現在）

(5) 児童館の利用者数（延べ人数）の推移

平成27年度（2015）から令和6年度（2024）にかけての児童館の利用者数（延べ人数）についてみると、令和2年度（2020）に大きく減少しますが、その後は増加傾向が続き、令和6年度（2024）で27,637人となっています。

■ 児童館の利用者数（延べ人数）の推移

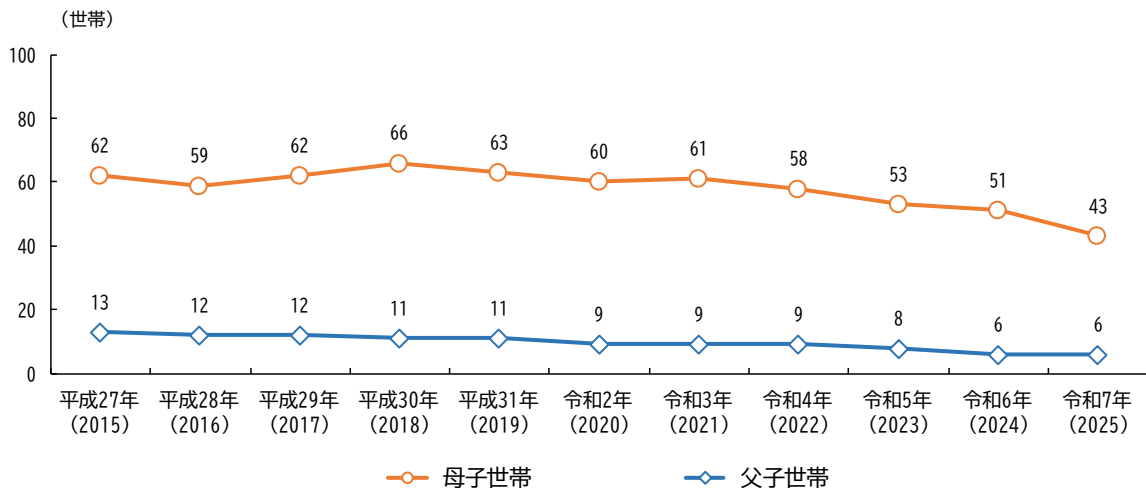


出典：大衡児童館（各年3月31日現在）

(6) 母子・父子世帯数の推移

母子・父子世帯については平成27年（2015）から令和7年（2025）にかけて概ね減少傾向にあり、令和7年（2025）で母子世帯が43世帯、父子世帯が6世帯となっています。

■ 母子・父子世帯数の推移



出典：住民生活課（各年3月31日現在）

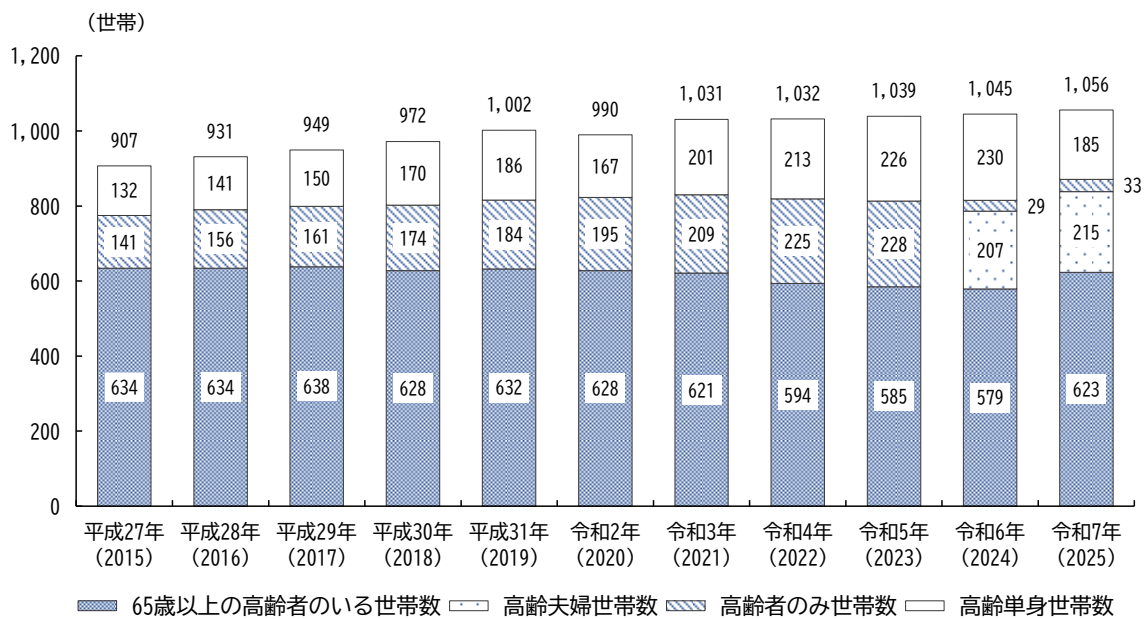
3 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯数の推移

本村の高齢者世帯についてみると、平成27年(2015)から令和7年(2025)にかけて概ね増加傾向にあり、令和7年(2025)で1,056世帯となっています。

また、高齢単身世帯についても平成27年(2015)から令和7年(2025)にかけて概ね増加傾向にあり、令和7年(2025)で185世帯となっています。

■ 高齢者世帯数の推移



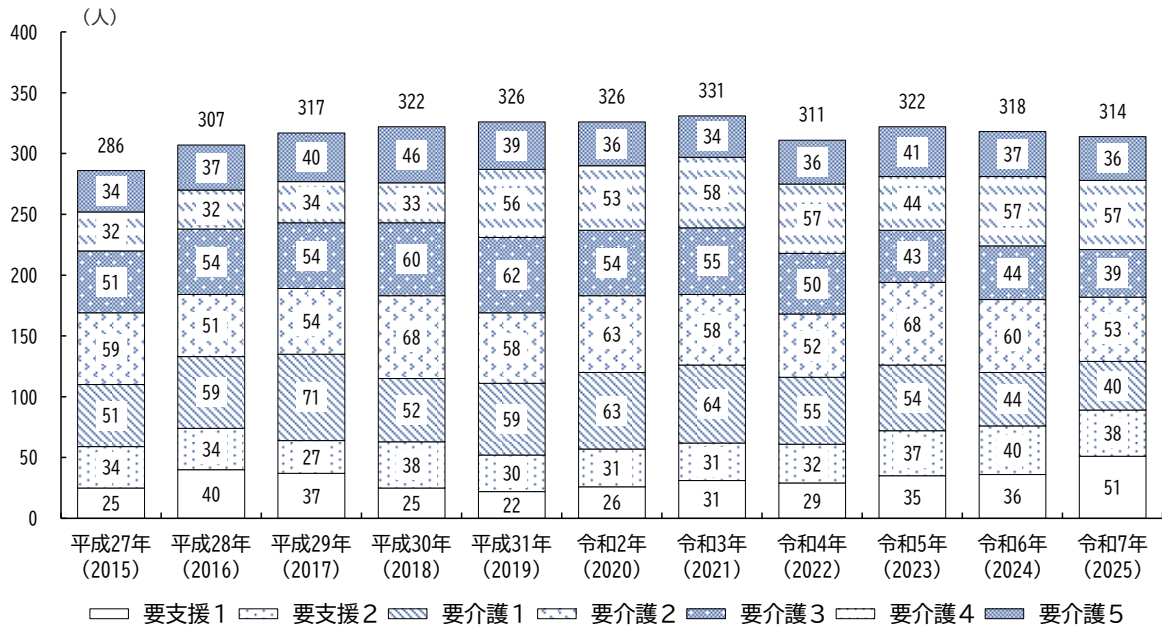
※ 「高齢夫婦世帯数」については令和6年(2024)から把握の数値となります。

出典：宮城県高齢者人口調査（各年3月31日現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者についてみると、平成27年(2015)から令和7年(2025)にかけて増減推移がみられ、令和7年(2025)9月末日現在で314人となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）

(3) 認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）の推移

本村の認知症高齢者についてみると、令和2年度(2020)から令和7年度(2025)にかけて概ね減少傾向にあり、令和7年度(2025)で180人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
総数	212	214	197	189	189	180
自立度(Ⅱ)	89	97	86	83	84	89
自立度(Ⅲ以上)	123	117	111	106	105	91

※ 自立度(Ⅱ)：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。

※ 自立度(Ⅲ)：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。

出典：大衡村「介護保険システム 高齢者実態調査」（各年10月末日現在）

4 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者についてみると、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)にかけて概ね減少傾向にあり、令和6年度(2024)で174人となっています。

また、等級別にみると、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)にかけて「1級」が最も多く、障害種類別にみると、「肢体不自由」が最も多くなっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	197	187	195	179	174
18歳未満	2	2	2	4	2
18歳以上	195	185	193	175	172

出典：健康福祉課（各年度末現在）

単位：人

等級別	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	197	187	195	179	174
1級	58	55	58	55	55
2級	31	28	29	26	24
3級	33	31	34	31	32
4級	47	48	49	46	42
5級	10	9	9	8	7
6級	16	16	16	13	14

出典：健康福祉課（各年度末現在）

単位：人

障害種別	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	197	187	195	179	174
視覚障害	5	5	5	4	3
聴覚・平衡機能障害	24	24	23	19	20
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	1	1	1
肢体不自由	108	105	109	101	95
内部障害	59	52	57	54	55

出典：健康福祉課（各年度末現在）

（２）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者についてみると、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）にかけて増加傾向にあります。

また、判定別にみると、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）にかけて「A判定」よりも「B判定」が多くなっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	62	63	63	66	67
18歳未満	12	13	13	15	16
18歳以上	50	50	50	51	51

出典：健康福祉課（各年度末現在）

単位：人

判定別	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	62	63	63	66	67
A判定（重度）	24	25	25	24	24
B判定（A判定以外）	38	38	38	42	43

出典：健康福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)にかけて概ね増加傾向にあり、令和6年度(2024)で44人となっています。

また、等級別にみると、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)にかけて「2級」が最も多くなっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	40	38	36	38	44

出典：健康福祉課（各年度末現在）

単位：人

等級別	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	40	38	36	38	44
1級	5	6	7	6	6
2級	23	21	22	23	26
3級	12	11	7	9	12

出典：健康福祉課（各年度末現在）

(4) 自立支援医療認定者数の推移

自立支援医療認定者についてみると、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)にかけて概ね減少傾向にあり、令和6年度(2024)で81人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	87	91	90	89	81
更生医療	7	7	6	6	6
育成医療	2	3	0	0	0
精神通院	78	81	84	83	75

出典：健康福祉課（各年度末現在）

(5) 難病患者等の状況

難病患者等の状況についてみると、令和2年度(2020)から令和4年度(2022)にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度(2023)以降は56人となっています。令和6年度(2024)で特定疾患医療受給者が48人、小児慢性特定疾患医療受給者が8人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総数	53	55	58	56	56
特定疾患医療受給者	46	47	48	46	48
小児慢性特定疾患医療受給者	7	8	10	10	8

出典：健康福祉課（各年度未現在）

(6) 障害福祉サービス支給決定者数・利用者数の推移

障害福祉サービス支給決定者・利用者についてみると、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)にかけて増減推移がみられ、令和6年度(2024)で支給決定者が61人、サービス利用者が51人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
支給決定者数	52	49	53	52	61
サービス利用者数	43	40	43	57	51

出典：健康福祉課（各年度未現在）

(7) 障害児保育施設数の推移

本村では令和元年度(2019)以降、2か所の障害児保育施設があり、希望者がいる場合は随時受け入れ可能な体制を整えています。

単位：か所

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
障害児保育施設	2	2	2	2	2	2

出典：教育委員会

(8) 特別支援学級数・児童数・生徒数の推移

令和6年度(2024)における本村の小学校特別支援学級数は3学級、中学校特別支援学級数は2学級となっています。

小学校特別支援学級児童数は令和2年度(2020)から令和6年度(2024)にかけて概ね増加傾向にあり、令和6年度(2024)で14人となっています。中学校特別支援学級生徒数は増減推移がみられ、令和6年度(2024)で3人となっています。

単位：学級、人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
特別支援学級数(小学校)	3	3	3	3	3
特別支援学級児童数(小学校)	7	5	6	8	14
特別支援学級数(中学校)	1	2	3	2	2
特別支援学級生徒数(中学校)	1	4	4	4	3

出典：教育委員会

(9) 特別支援学校高等部卒業者の進路状況

本村の特別支援学校高等部卒業者の進路状況についてみると、平成30年度(2018)から令和4年度(2022)にかけて卒業者が5人、就職者が2人、その他が3人となっています。

単位：人

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
卒業者	0	1	2	0	2
就職者	0	1	1	0	0
その他	0	0	1	0	2

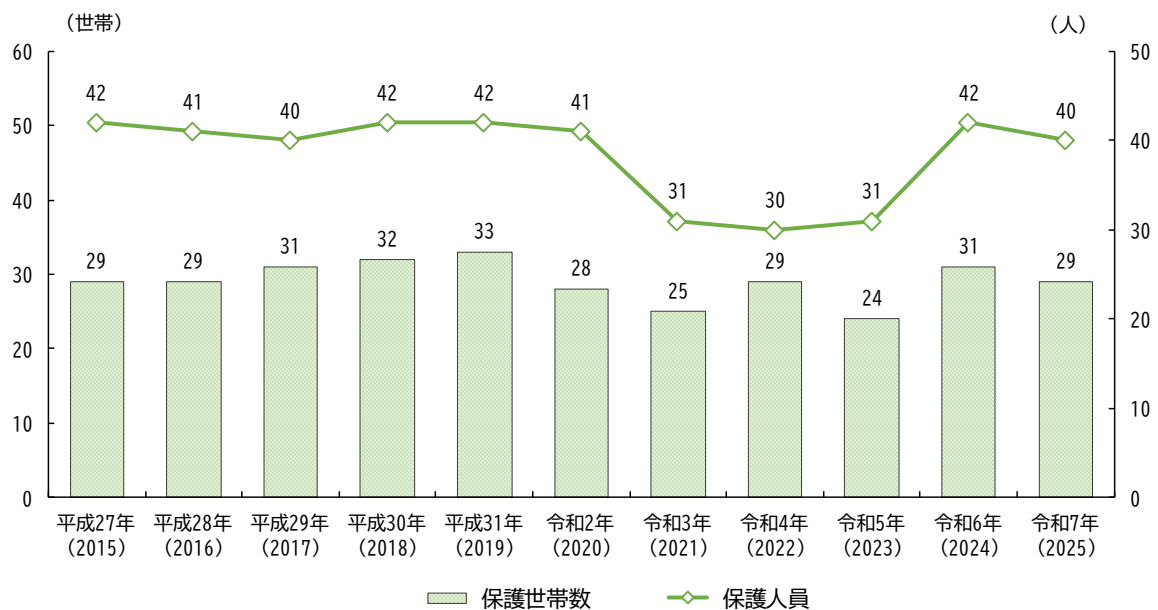
出典：教育委員会

5 生活保護世帯の状況

(1) 保護世帯数の推移

本村の保護世帯についてみると、平成27年(2015)から令和7年(2025)にかけて増減推移がみられ、令和7年(2025)で29世帯、保護人員は40人となっています。

■ 保護世帯数・保護人員の推移



出典：健康福祉課（各年3月31日現在）

6 アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、村内にお住まいの方に地域における課題やご意見等をお聞きし、計画策定の参考にすることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

- 調査対象：村内在住の 18 歳以上の方
- 調査期間：令和 6 年 12 月 25 日～令和 7 年 1 月 14 日
- 調査方法：郵送配付・回収または調査票に印字してある二次元コードから WEB ページにアクセスして行う WEB 回答方式
- 配付・回答：

対象者	配付数	回収数	有効票	無効票	回収率
村内在住の 18 歳以上の方	2,000 票	646 票	636 票	10 票	31.8%

※ 回答方法内訳：郵送回収 488、WEB 回答 158

(3) 結果概要

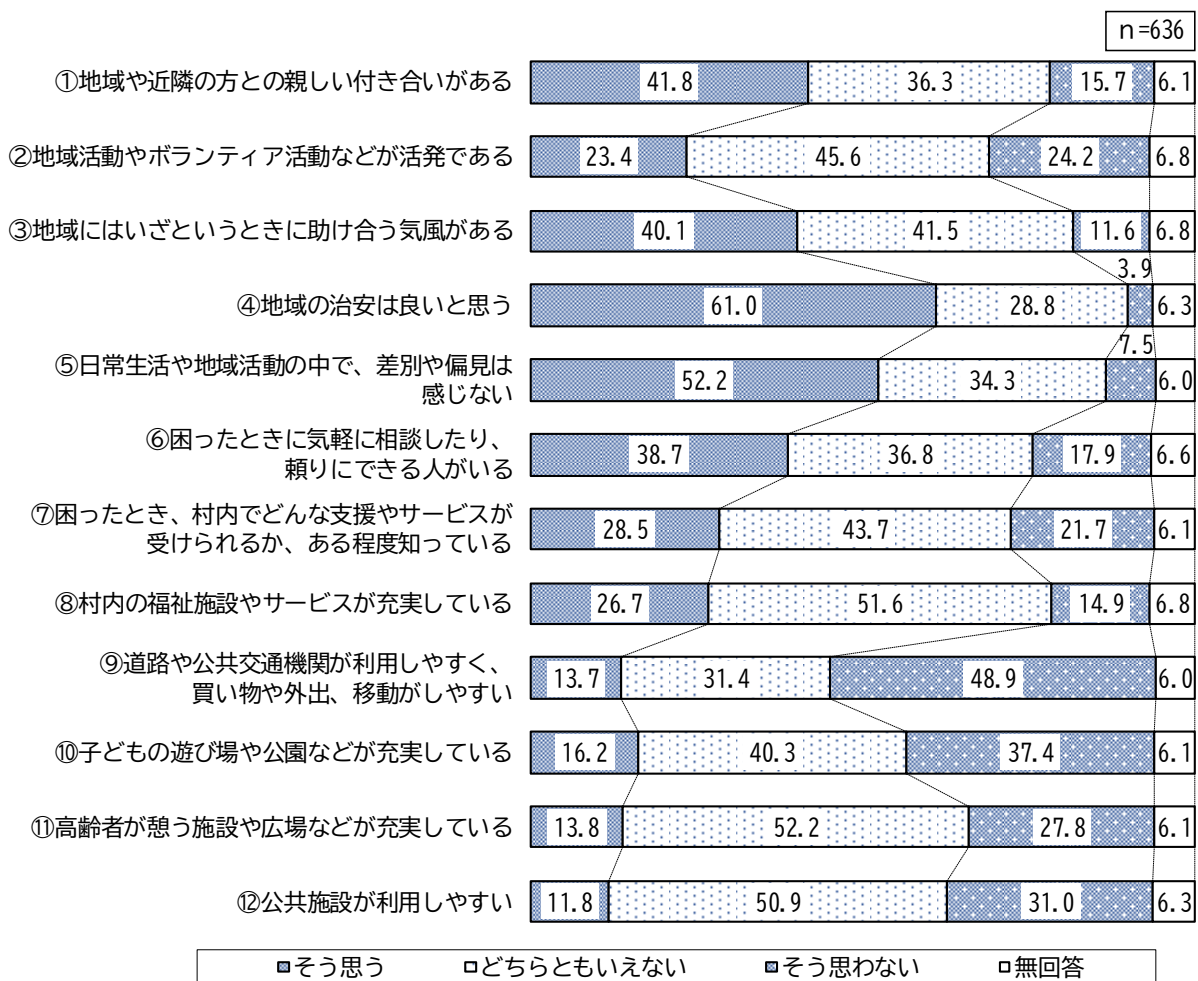
① ご自身のことや地域での暮らしについて

「そう思う」の割合が高い項目は、「④地域の治安が良いと思う」(61.0%)、「⑤日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない」(52.2%)、「①地域や近隣の方との親しい付き合いがある」(41.8%)となっています。

「どちらともいえない」の割合が高い項目は、「⑩高齢者が憩う施設や広場などが充実している」(52.2%)、「⑧村内の福祉施設やサービスが充実している」(51.6%)、「⑫公共施設が利用しやすい」(50.9%)となっています。

「そう思わない」の割合が高い項目は、「⑨道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい」(48.9%)、「⑩子どもの遊び場や公園などが充実している」(37.4%)、「⑫公共施設が利用しやすい」(31.0%)となっています。

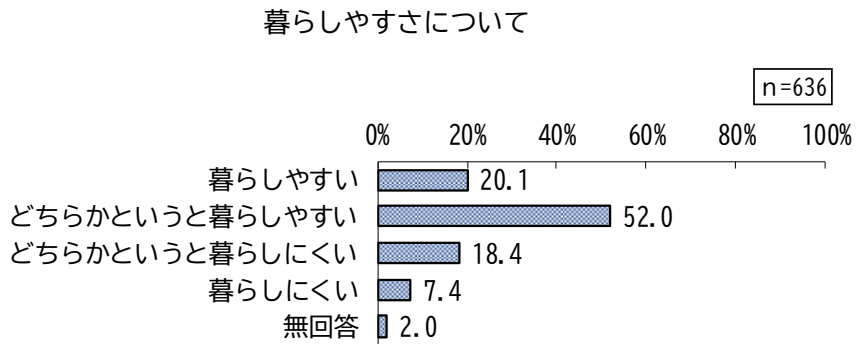
ご自身のことや地域での暮らしについて



※ 図表内の「n」は、有効回答のうち該当する回答数を示しています。(以下、同様です。)

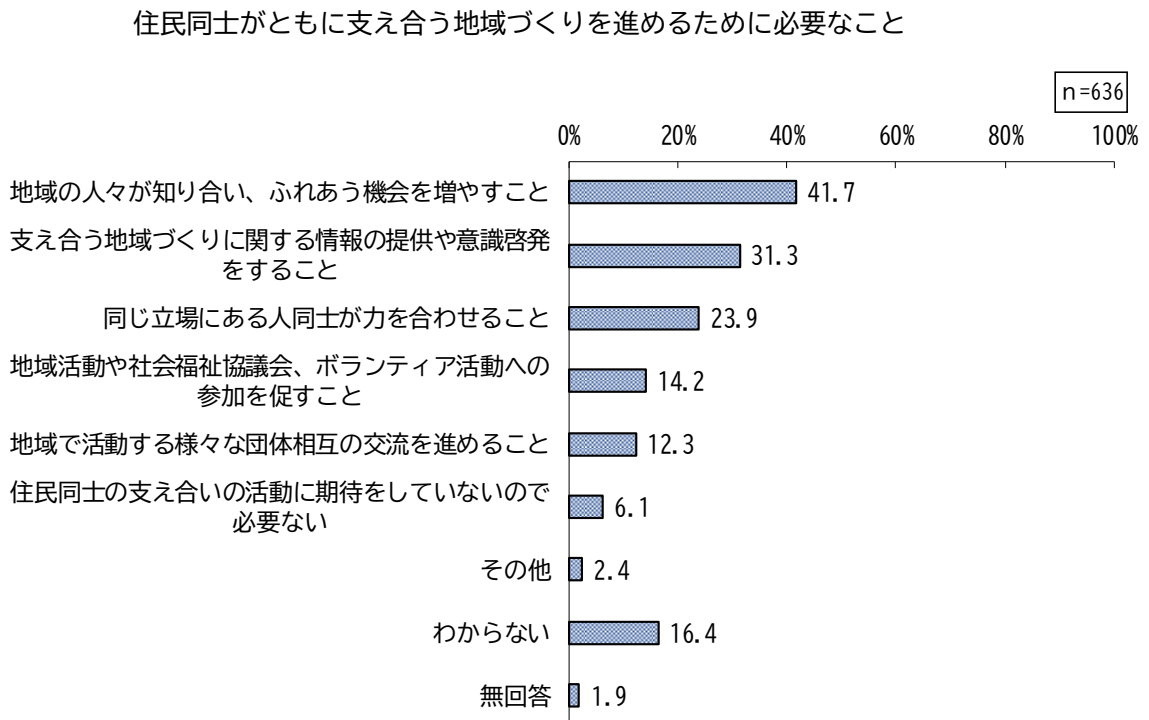
② 暮らしやすさについて

暮らしやすさについては、「どちらかという暮らしやすい」が52.0%と最も多く、「暮らしやすい」が20.1%、「どちらかという暮らしにくい」が18.4%と続きます。



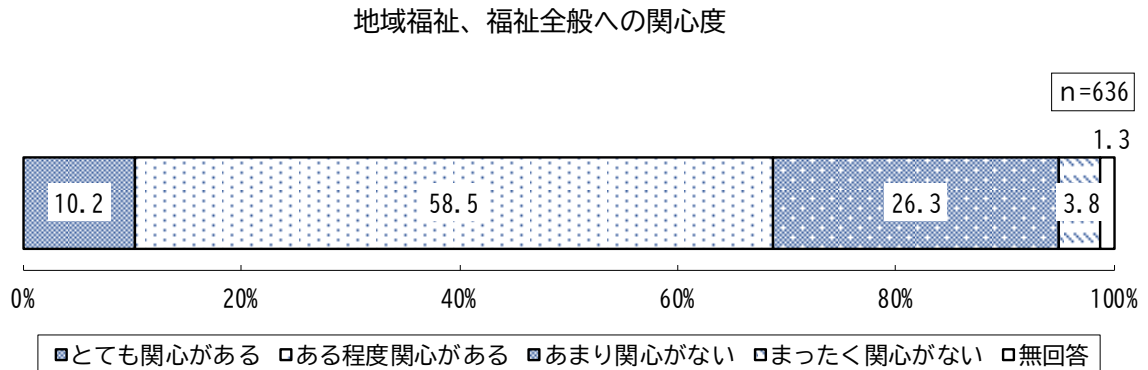
③ 住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために必要なこと

住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために必要なことは、「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」が41.7%と最も多く、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が31.3%、「同じ立場にある人同士が力を合わせること」が23.9%と続きます。



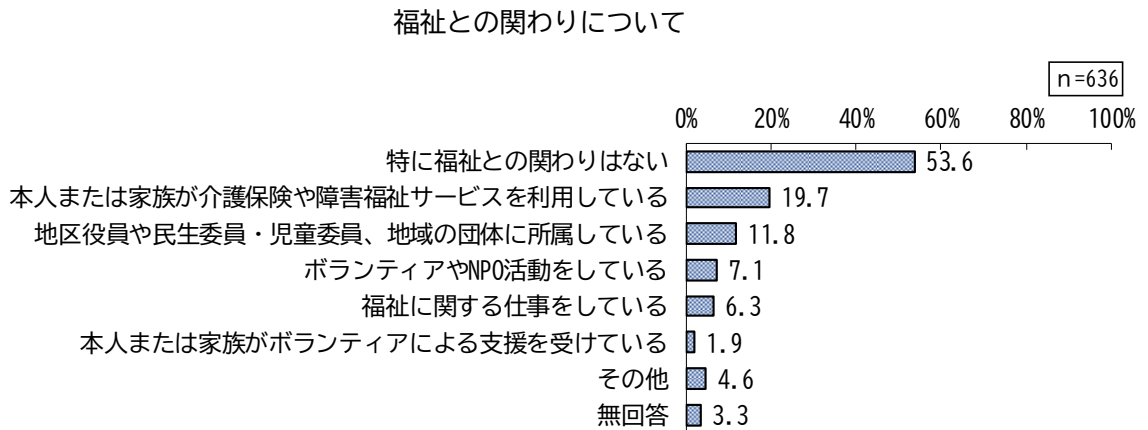
④ 地域福祉、福祉全般への関心度

地域福祉、福祉全般への関心度は、「ある程度関心がある」が58.5%と最も多く、「あまり関心がない」が26.3%、「とても関心がある」が10.2%と続きます。



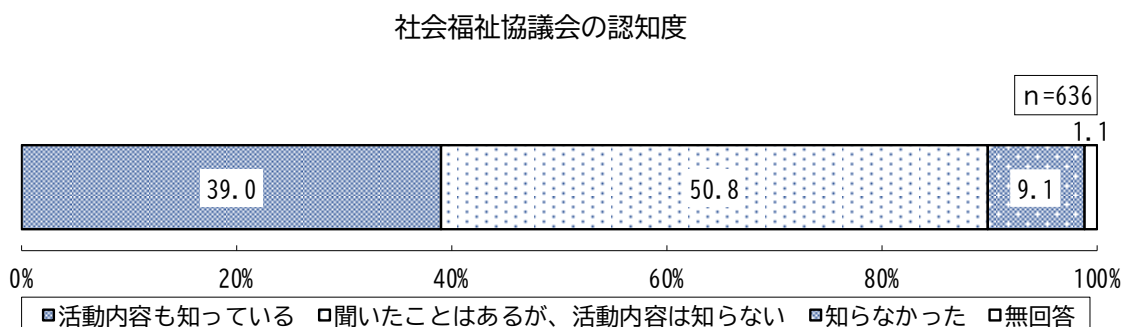
⑤ 福祉との関わりについて

福祉との関わりについては、「特に福祉との関わりはない」が53.6%と最も多く、「本人または家族が介護保険や障害福祉サービスを利用している」が19.7%、「地区役員や民生委員・児童委員・地域の団体に所属している」が11.8%と続きます。



⑥ 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度は、「活動内容も知っている」が39.0%、「聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が50.8%、「知らなかった」が9.1%となっています。

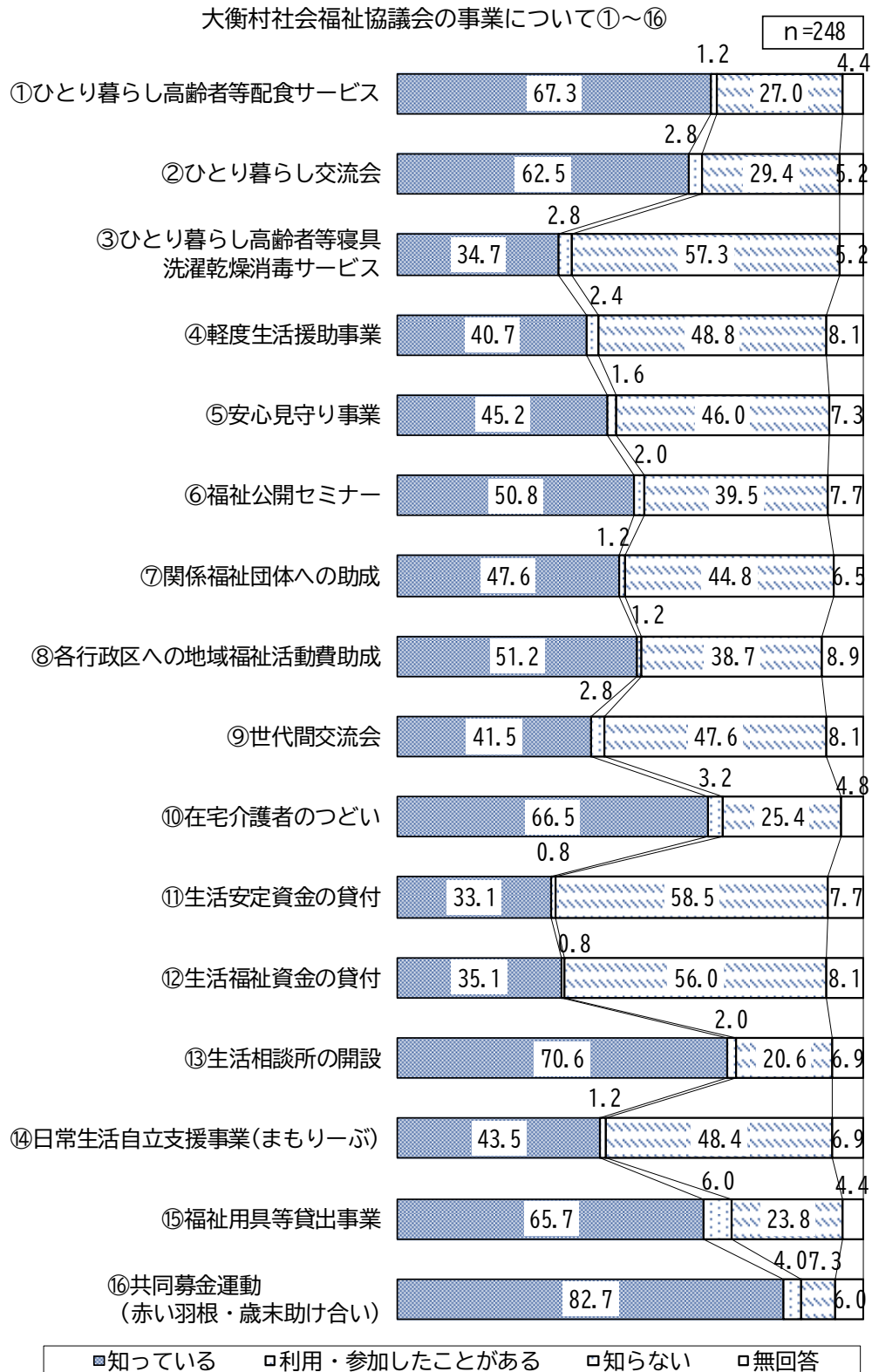


※ 「社会福祉協議会」とは、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織されている、営利を目的としない民間の組織です。地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができるよう、「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

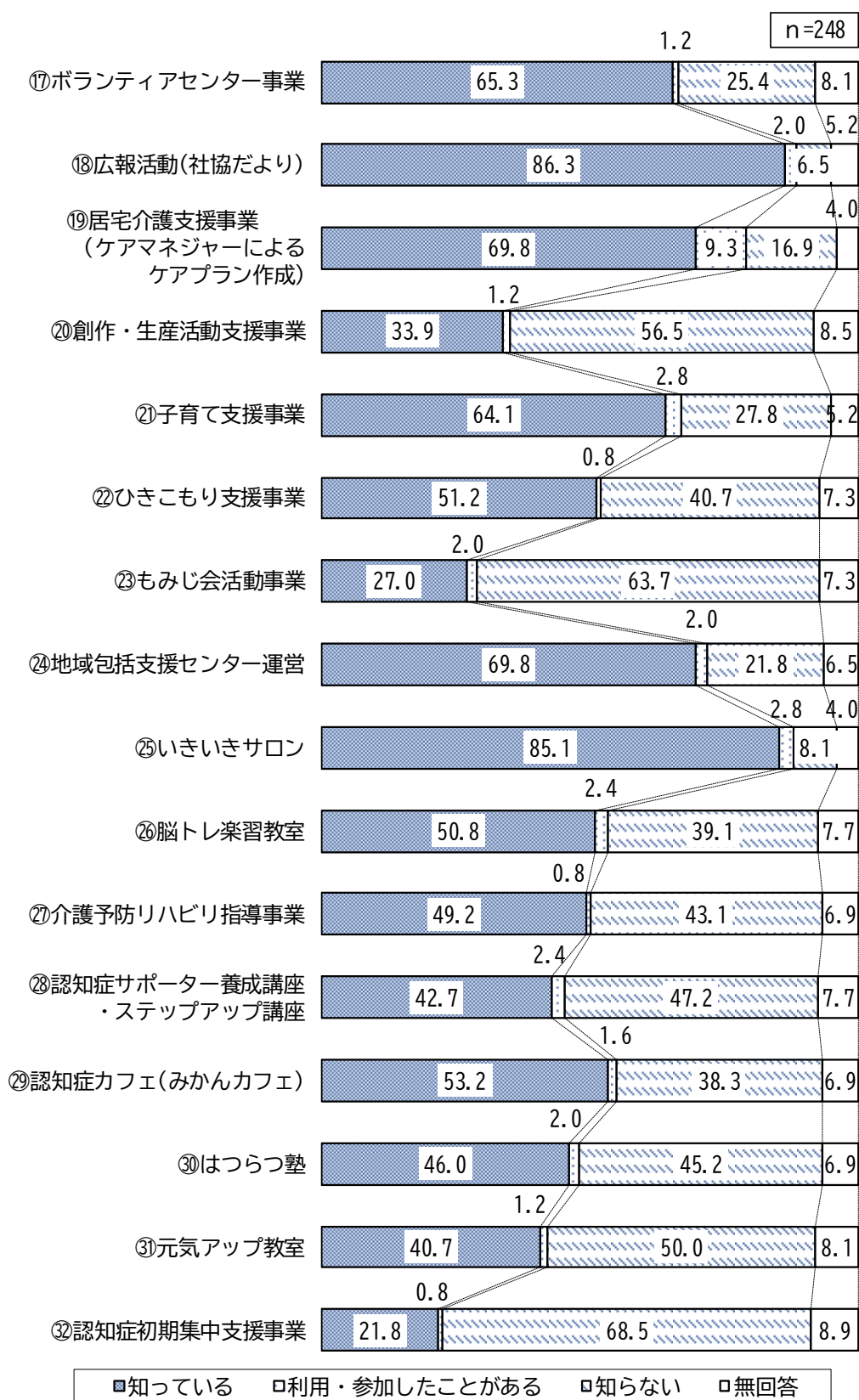
⑦ 大衡村社会福祉協議会の事業について

「知っている」の割合が高い項目は、「⑱広報活動（社協だより）」（86.3%）、「㉕いきいきサロン」（85.1%）、「⑯共同募金運動（赤い羽根・歳末助け合い）」（82.7%）となっています。

「知らない」の割合が高い項目は、「㉓認知症初期集中支援事業」（68.5%）、「㉒もみじ会活動事業」（63.7%）、「⑪生活安定資金の貸付」（58.5%）となっています。



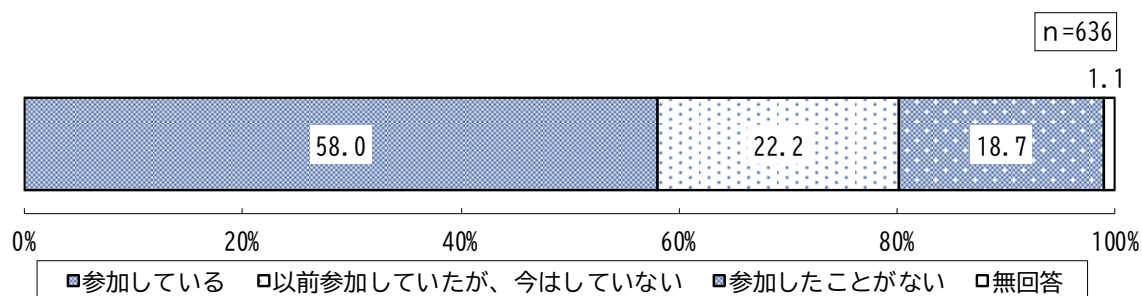
大衡村社会福祉協議会の事業について⑰～⑳



⑧ 地域の行事や活動に参加しているかについて

地域の行事や活動に参加しているかは、「参加している」が58.0%、「以前参加していたが、今はしていない」が22.2%、「参加したことがない」が18.7%となっています。

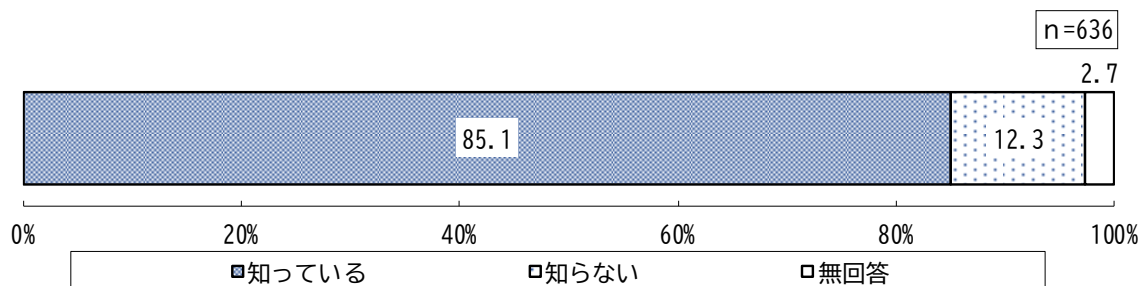
地域の行事や活動に参加しているかについて



⑨ 災害時避難場所の認知度

災害時避難場所の認知度は、「知っている」が85.1%、「知らない」が12.3%となっています。

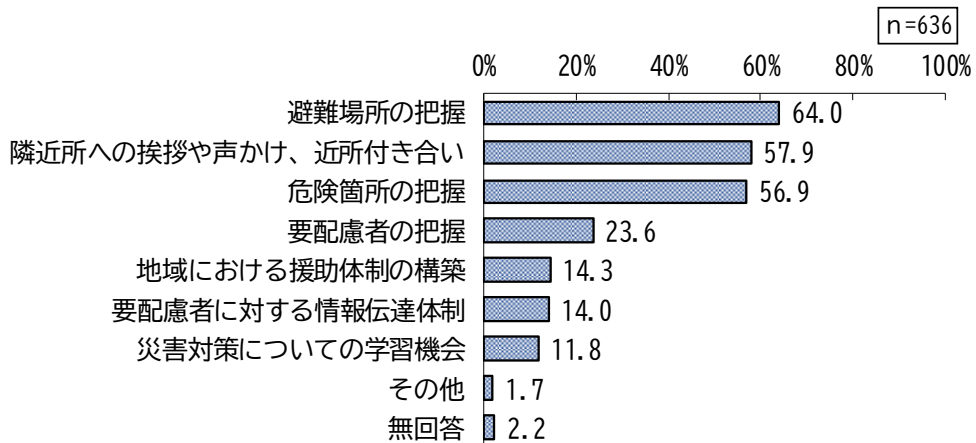
災害時避難場所の認知度



⑩ 災害時に助け合うため、日ごろの備えとして重要なこと

災害時に助け合うため、日ごろの備えとして重要なことは、「避難場所の把握」が64.0%と最も多く、「隣近所への挨拶や声かけ、近所付き合い」が57.9%、「危険箇所の把握」が56.9%と続きます。

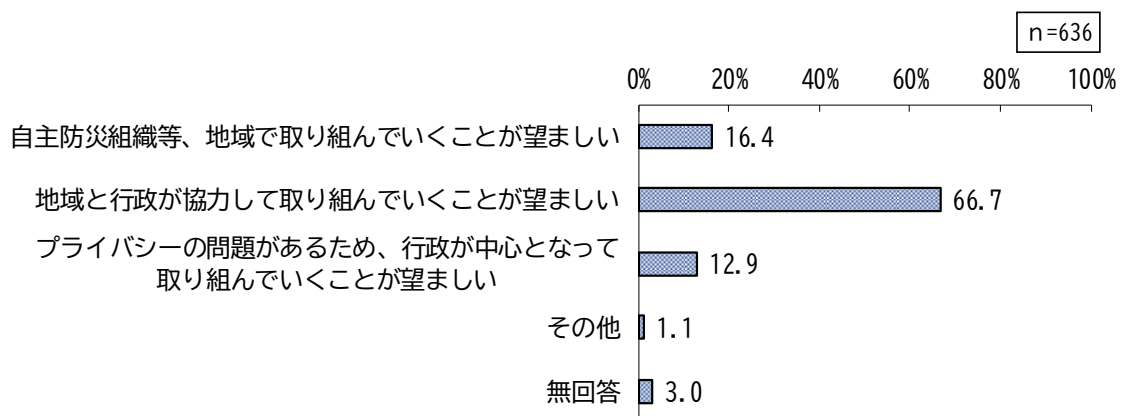
災害時に助け合うため、日ごろの備えとして重要なこと



⑪ 災害時に支援が必要な方への支援の取り組みについて

災害時に支援が必要な方への支援の取り組みについては、「自主防災組織等、地域で取り組んでいくことが望ましい」が16.4%、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が66.7%、「プライバシーの問題があるため、行政が中心となって取り組んでいくことが望ましい」が12.9%となっています。

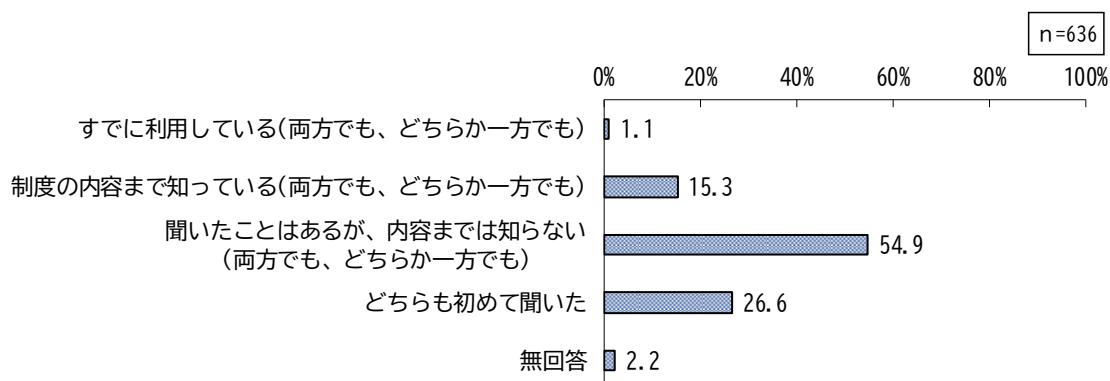
災害時に支援が必要な方への支援の取り組みについて



⑫ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度

成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度は、「すでに利用している（両方でも、どちらか一方でも）」が 1.1%、「制度の内容まで知っている（両方でも、どちらか一方でも）」が 15.3%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない（両方でも、どちらか一方でも）」が 54.9%、「どちらも初めて聞いた」が 26.6%となっています。

成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度



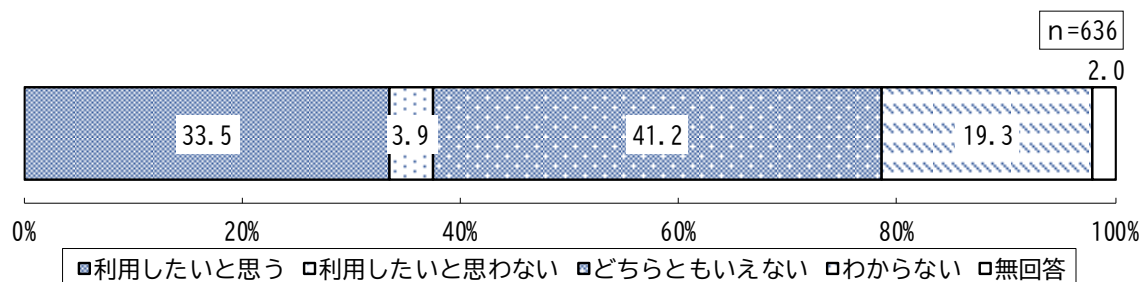
※ 「成年後見制度」とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、ひとりで決めることに不安のある方がいろいろな契約や手続きをする際に、法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援を行う制度です。

※ 「日常生活自立支援事業」とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

⑬ 自分や家族が将来、成年後見制度を利用したいかについて

自分や家族が将来、成年後見制度を利用したいかは、「利用したいと思う」が 33.5%、「利用したいと思わない」が 3.9%、「どちらともいえない」が 41.2%、「わからない」が 19.3%となっています。

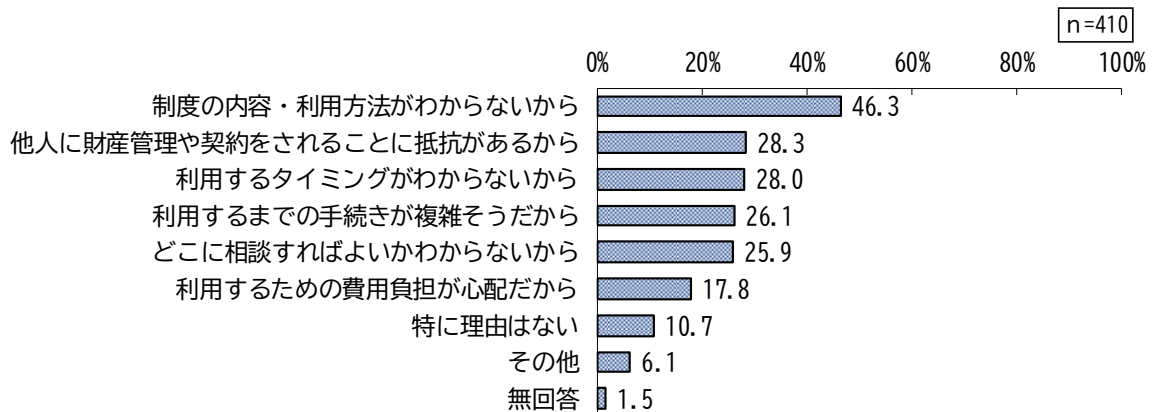
自分や家族が将来、成年後見制度を利用したいかについて



⑭ 成年後見制度に消極的な理由

成年後見制度に消極的な理由は、「制度の内容・利用方法がわからないから」が46.3%と最も多く、「他人に財産管理や契約をされることに抵抗があるから」が28.3%、「利用するタイミングがわからないから」が28.0%と続きます。

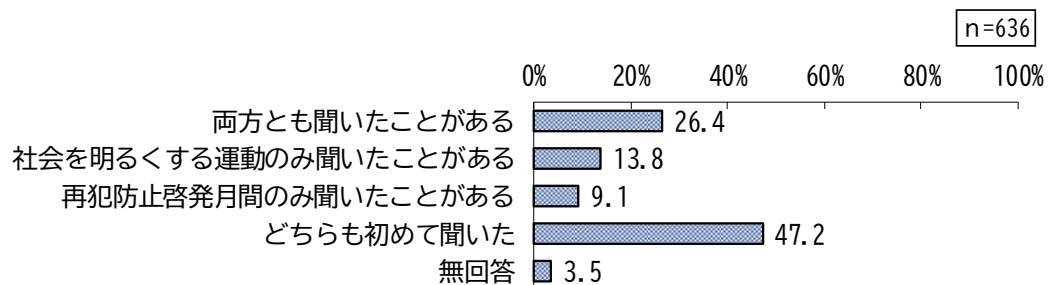
成年後見制度に消極的な理由



⑮ 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の認知度

「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の認知度は、「どちらも初めて聞いた」が47.2%と最も多く、「両方とも聞いたことがある」が26.4%、「社会を明るくする運動のみ聞いたことがある」が13.8%と続きます。

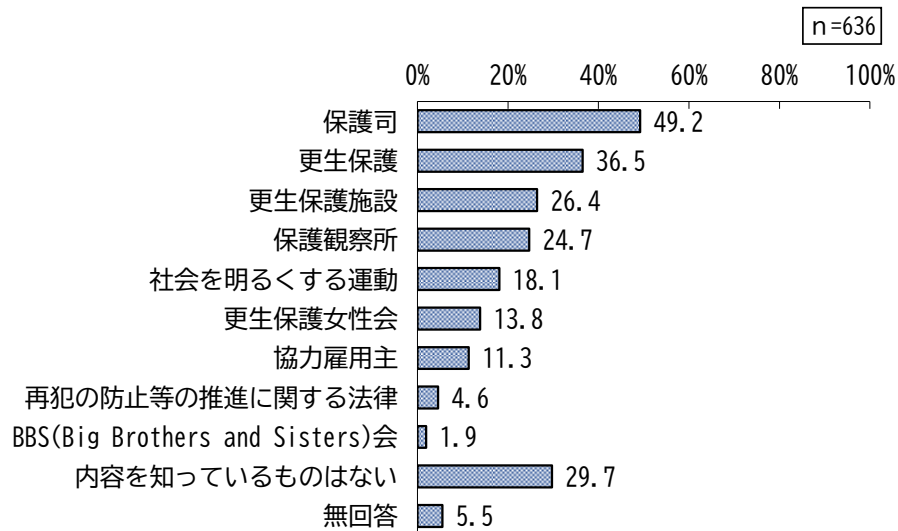
「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の認知度



⑩ 再犯防止等に関する用語のうち、その内容を知っているもの

再犯防止等に関する用語のうち、その内容を知っているものは、「保護司」が49.2%と最も多く、「更生保護」が36.5%、「更生保護施設」が26.4%と続きます。

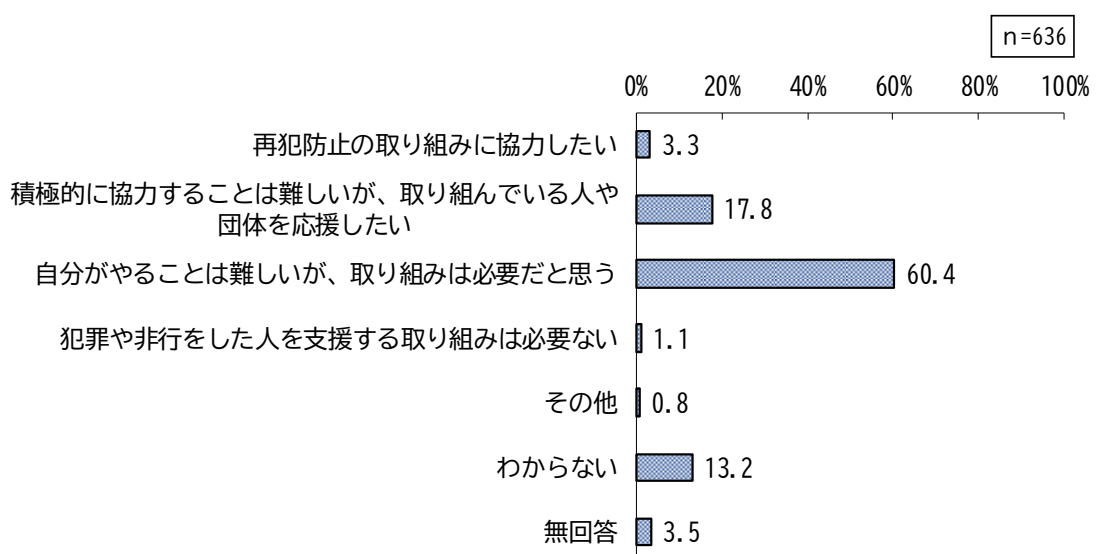
再犯防止等に関する用語のうち、その内容を知っているもの



⑪ 再犯防止の取り組みについての考え方

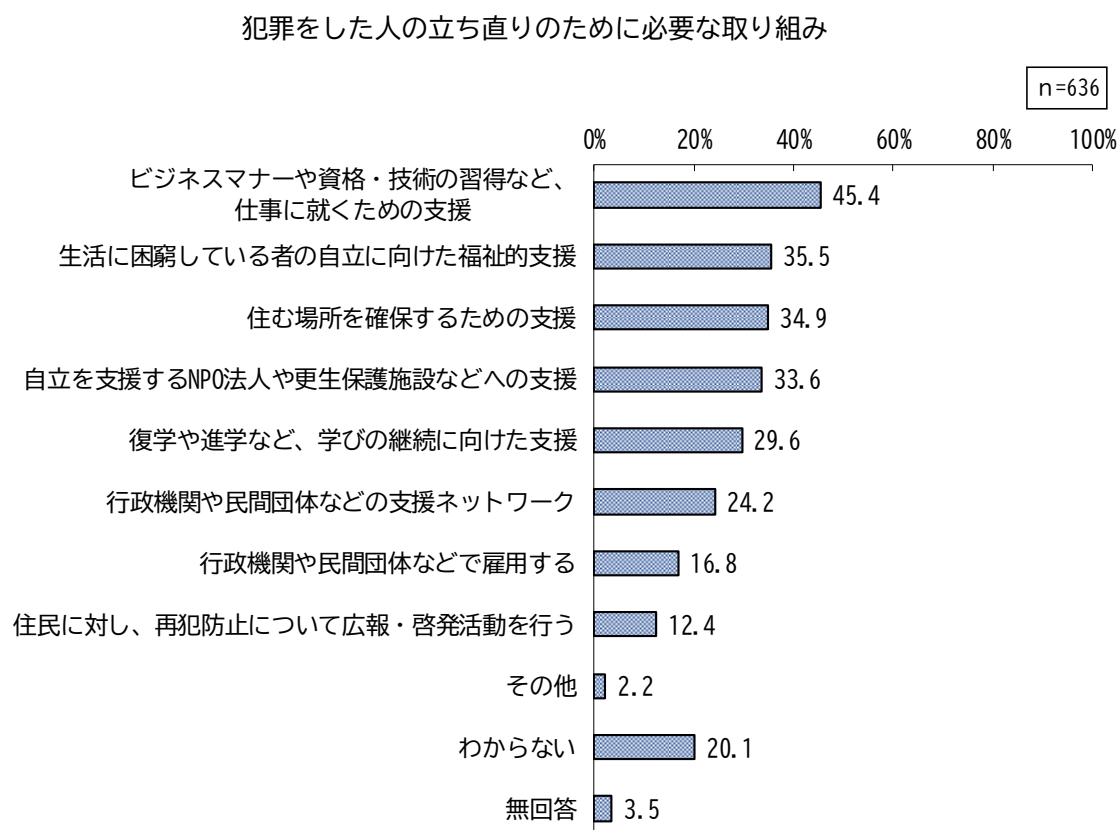
再犯防止の取り組みについての考え方は、「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」が60.4%と最も多く、「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人や団体を応援したい」が17.8%、「再犯防止の取り組みに協力したい」が3.3%と続きます。

再犯防止の取り組みについての考え方



⑱ 犯罪をした人の立ち直りのために必要な取り組み

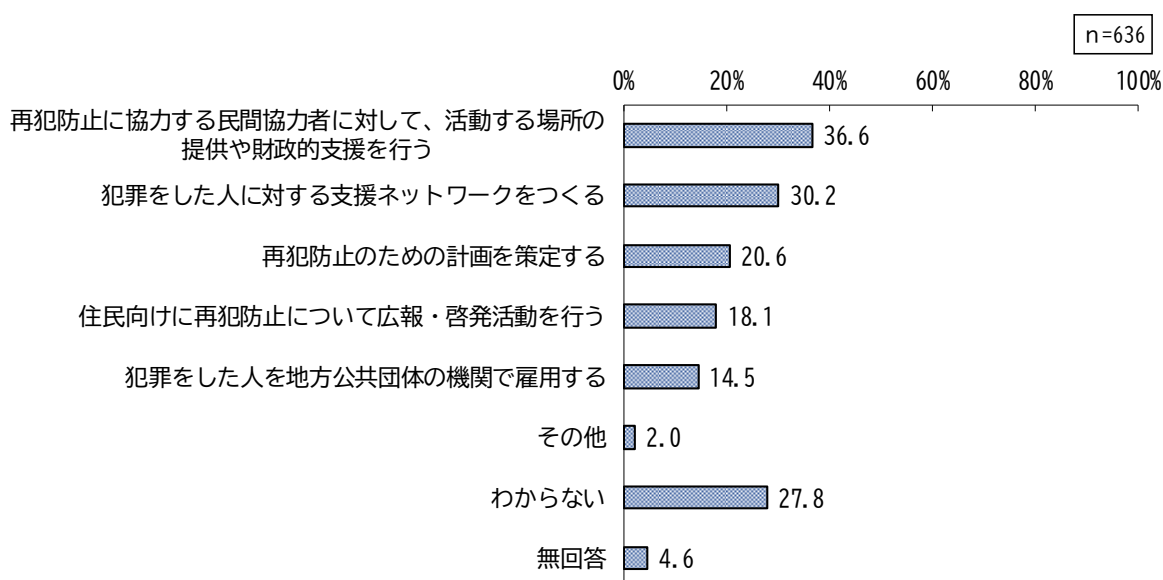
犯罪をした人の立ち直りのために必要な取り組みは、「ビジネスマナーや資格・技術の習得など、仕事に就くための支援」が45.4%と最も多く、「生活に困窮している者の自立に向けた福祉的支援」が35.5%、「住む場所を確保するための支援」が34.9%と続きます。



⑱ 再犯防止のため、村でどのような取り組みが必要かについて

再犯防止のため、村でどのような取り組みが必要かは、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的支援を行う」が36.6%と最も多く、「犯罪をした人に対する支援ネットワークをつくる」が30.2%、「再犯防止のための計画を策定する」が20.6%と続きます。

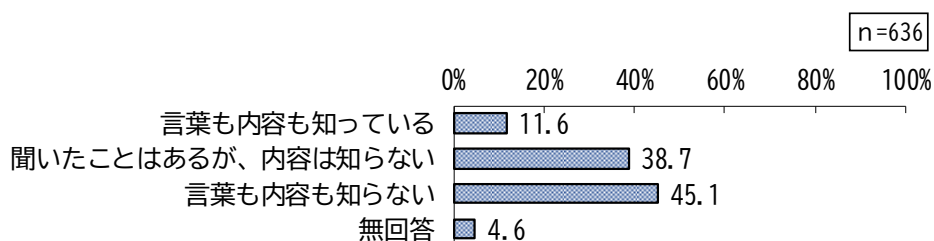
再犯防止のため、村でどのような取り組みが必要かについて



⑳ 心のサポーターの認知度

心のサポーターの認知度は、「言葉も内容も知っている」が11.6%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.7%、「言葉も内容も知らない」が45.1%となっています。

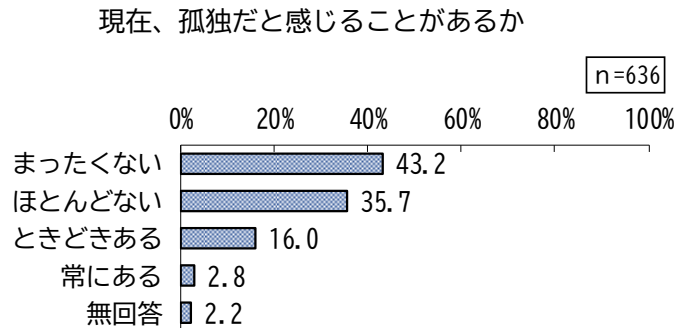
心のサポーターの認知度



※ 「心のサポーター」とは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる人のことを指します。各地域で「心のサポーター」が養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与するとともに、メンタルヘルス不調等の予防、さらには早期介入につながることを期待されています。

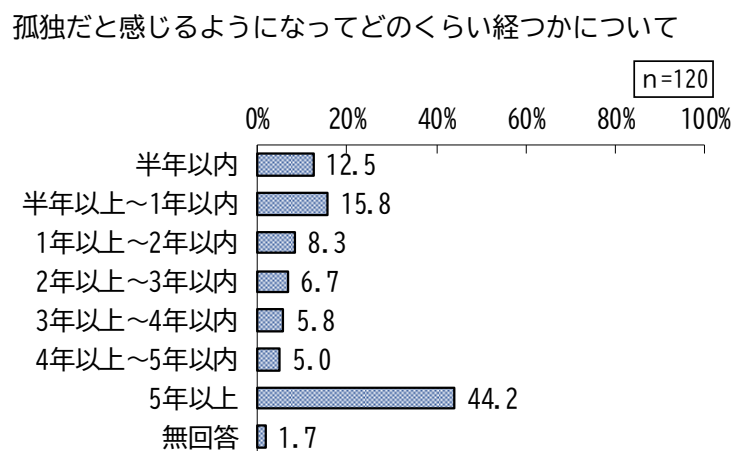
② 現在、孤独だと感じることもあるかについて

現在、孤独だと感じることもあるかは、「まったくない」が43.2%、「ほとんどない」が35.7%、「ときどきある」が16.0%、「常にある」が2.8%となっています。



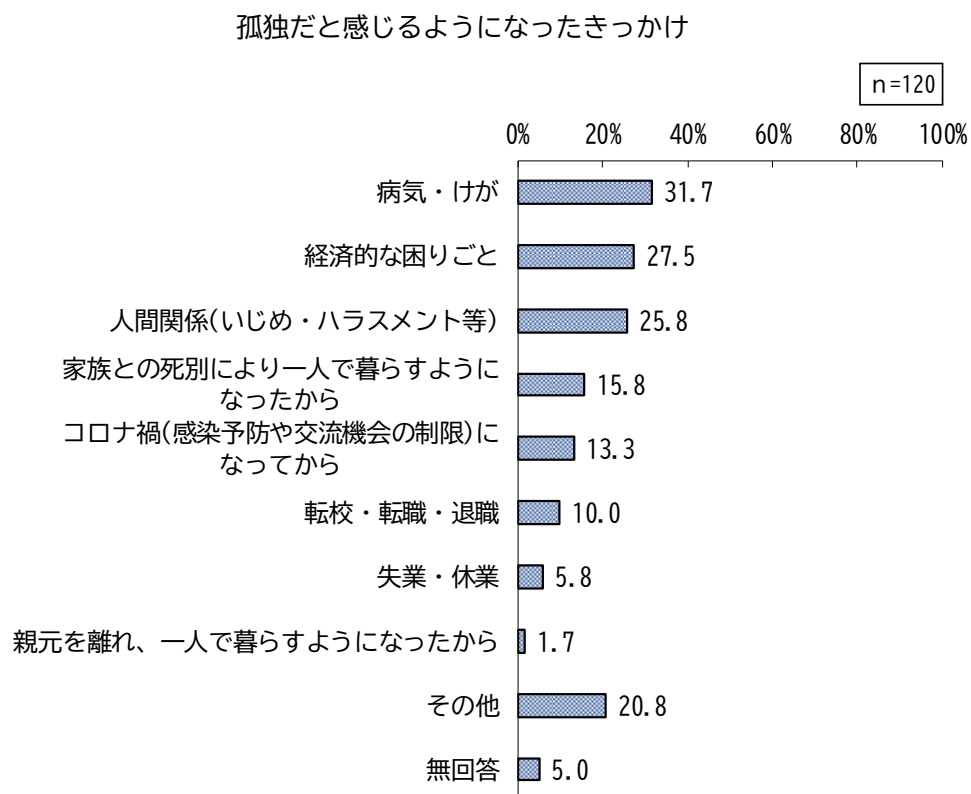
② 孤独だと感じるようになってどのくらい経つかについて

孤独だと感じるようになってどのくらい経つかは、「5年以上」が44.2%と最も多く、「半年以上～1年以内」が15.8%、「半年以内」が12.5%と続きます。



③ 孤独だと感じるようになったきっかけ

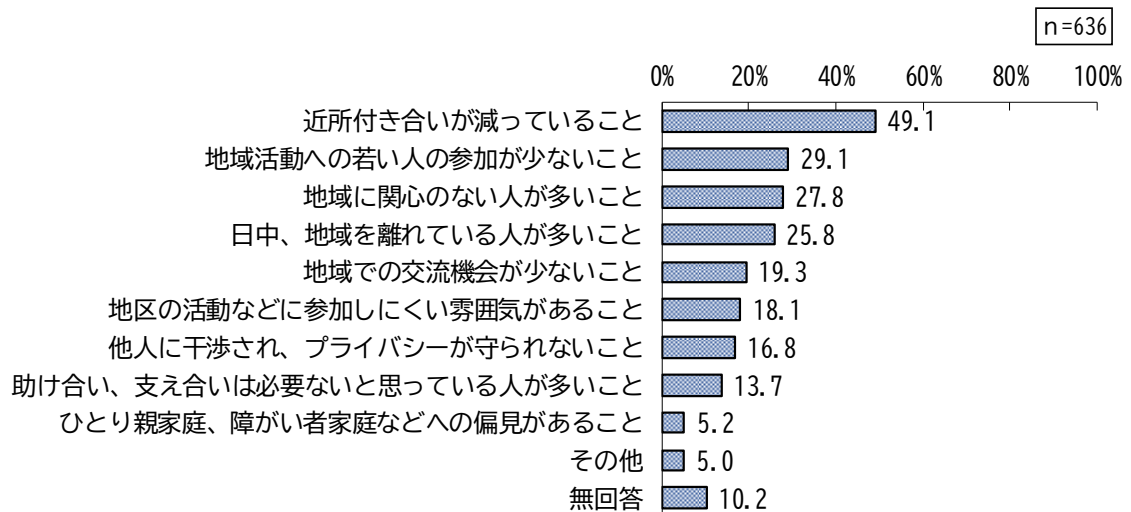
孤独だと感じるようになったきっかけは、「病気・けが」が31.7%と最も多く、「経済的な困りごと」が27.5%、「人間関係(いじめ・ハラスメント等)」が25.8%と続きます。



②④ 住みよい地域社会を実現していくうえでの課題

住みよい地域社会を実現していくうえでの課題は、「近所付き合いが減っていること」が49.1%と最も多く、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が29.1%、「地域に関心のない人が多いこと」が27.8%と続きます。

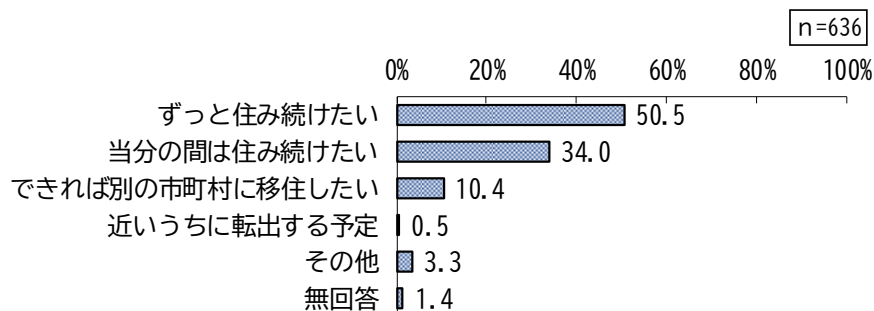
住みよい地域社会を実現していくうえでの課題



②⑤ 今後も大衡村に住み続けたいかについて

今後も大衡村に住み続けたいかは、「ずっと住み続けたい」が50.5%と最も多く、「当分の間は住み続けたい」が34.0%、「できれば別の市町村に移住したい」が10.4%と続きます。

今後も大衡村に住み続けたいかについて



7 関係団体等及び事業所アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、地域福祉の分野で活動されている関係団体等及び福祉の分野で事業運営をされている事業所に状況や課題等についてお聞きすることで、計画策定の参考にすることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

- 調査対象：地域福祉の分野で活動されている関係団体等及び福祉の分野で事業運営をされている事業所
- 調査期間：令和7年2月18日～令和7年2月28日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回答：

区分	配付数	回収数	回収率
① 関係団体等	6票	4票	66.7%
② 事業所	5票	5票	100.0%

(3) 関係団体等アンケート調査結果概要

主なご意見は以下のとおりです。

① 地域福祉に関することや村に期待することについて

- ・ソフト面、ハード面でご理解ご協力いただいている村に感謝。単なる団体と捉えず地域福祉を一緒に行い、同じ方向をみていると寄り添っていただければ幸い。高齢で退会されて会員は減少するばかり、この先の運営に不安が生じている。
- ・民生員、行政区長、地域住民が団結して老人の孤独死は絶対ない村にしてほしい。

(4) 事業所アンケート調査結果概要

主なご意見は以下のとおりです。

① 今後の方向性について

- ・感染症の流行により、家族や地域住民との交流が減少したため、地域貢献を含め地域との関わりを強め、地域に根ざした事業運営の実施を目指す。また、少子高齢化により、介護職員の確保がますます困難になる状況を乗り越えるために、元気な高齢者の方々にご協力をいただける体制づくり、環境整備を推進する。
- ・地域との交流、地域に根ざした施設づくり。
- ・地域に開かれた事業所であり続けたい。
- ・地域に根ざし、信頼していただける法人になりたい。

② 地域福祉に関することや村に期待することについて

- ・今まで地域に貢献できていなかったもので、何か協力ができることがあればお声がけください。よろしくお願いします。
- ・当施設は役場担当者と様々な相談や依頼を通じ、信頼関係を築いていると感じている。今後もこの良好な関係を大切に、地域の福祉向上に向けて取り組んでいきたいと思う。
- ・災害時の対応強化（高齢者・障がい者・高齢者施設向けの災害対策マニュアルの作成。災害時に当施設が果たす役割の明確化と支援）

8 地域福祉の推進に向けて求められる課題の整理

(1) 相談体制とサービスの強化

地域福祉分野において、「高齢」「子ども」「障がい者（児）」「生活困窮」など分野ごとの垣根を超える支援体制の構築が求められる中で、相談窓口が少ない本村においては、大衡村及び大衡村社会福祉協議会、サービス事業者との連携を強化することにより、分野の垣根を超えた顔の見える距離でのさらなる体制強化が求められています。

さらには、令和7年度に実施したアンケート調査結果によると、大衡村及び大衡村社会福祉協議会の実施している事業やサービスについて「知らない」という回答が見受けられることから、気軽に相談できる体制とともに、対応する職員のスキルアップと提供サービスの周知の強化の必要があります。

(2) 安心・安全な暮らし

災害時避難場所についてのアンケート調査結果をみると、年齢性別問わず「知っている」の回答割合が高くなっています。災害時に支援が必要な方への支援の取り組みについては、すべての年齢性別において「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が6割を超えており、特に60歳代が72.0%と最も高い割合となっており、行政を軸として地域住民として支援活動に取り組むことへの意欲が高くなっています。

また、暮らしやすさについては「どちらかという暮らしやすい」が最も高くなっており、特に年齢別では70歳以上が61.6%で最も高く、次いで18～29歳、60～69歳と続き5割を超えていることから、若者世代と高齢者世代が暮らしやすいと感じており、より幅広い世代で暮らしやすいと感じることができる環境づくりが求められます。

(3) 人や地域とのつながり

住民同士がともに支え合う地域づくりをするために必要なことについてのアンケート調査結果をみると、「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」の回答割合が高く、年齢層が高くなるにつれて回答割合も高い傾向となっています。世帯構成別では、夫婦のみの世帯（ともに65歳以上）が6割を超える割合となっています。地域での暮らしやご近所との関わりについては、「親密にご近所付き合いをしたい」と「会えば立ち話をしたい」の積極的に関わり合いたい人が6割を超えています。人や地域とつながりたいと感じている方のためにも居場所や交流の場に関する事業の周知と強化を図る必要があります。

また、現在、孤立・孤独の状態にある方で人や地域とのつながりを望んでいない方に対しても地域全体での見守りや参加したいと思える居場所づくりが必要です。

(4) 地域福祉への関心

地域福祉、福祉全般への関心についてのアンケート調査結果をみると、全体では「ある程度関心がある」が約6割と最も高く、18～29歳と40～49歳では「あまり関心がない」の回答割合も高い傾向となっています。また、福祉との関わりについては「特に福祉との関わりはない」が最も高くなっており、特に18～49歳の世代では6割を超えています。

福祉に対して「あまり関心がない」「まったく関心がない」と回答した方は、全体の約3割で、このうちの7割以上は「特に福祉との関わりはない」と回答しています。一方、福祉に対して「とても関心がある」と回答した方のうち、約3割が「本人または家族が介護保険や傷害福祉サービスを利用している」と回答しています。

福祉に関わりがない人が、地域福祉への関心を持てるよう、福祉サービスや地域活動についての積極的な情報発信とともに、地域の課題は地域の手で取り組むという意識の醸成が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉と地域共生社会について

「地域福祉」とは、地域において、人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のことです。

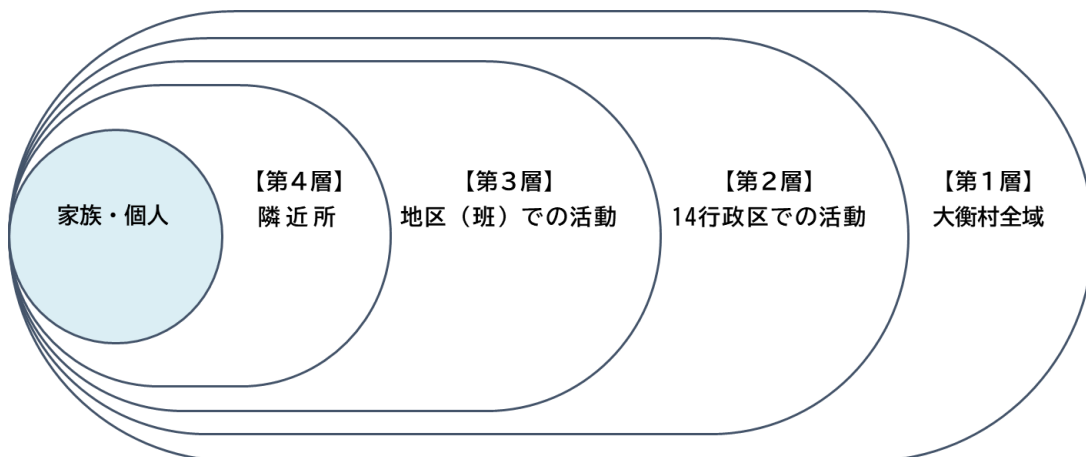
「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの“縦割り”や“支え手”“受け手”という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

2 地域福祉を推進するための圏域と役割

一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。そのため、地域福祉を住民主体で進めていくためには、日常生活を送るうえで、挨拶や顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、広域による支援の検討が必要な圏域まで、様々な課題に対応した範囲の設定が必要となります。

本計画では、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくために、以下のような4層構造の福祉圏域を設定し、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」による地域福祉活動を推進します。

地域福祉を推進するための圏域と役割



協働でまちづくりを推進するための各役割

◆ 住民の役割

地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支え合いに関わっていくことが期待されています。

◆ 地域の役割

地域のつながりが希薄になる中で、地域活動やボランティアの活動に参加するなど、地域住民が自らの生活基盤である地域における課題を認識し、担い手として主体的に関わり、支え合う地域社会を形成していくための役割を担っています。

◆ 行政の役割

横断的な組織体制のもと保健福祉施策の計画的な推進、公助の中心的な機関としての役割のほか、住民、地域、関係機関等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。

計画期間内における計画の点検・評価、見直しについて、個別課題の状況把握に努め、住民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います。

◆ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会と村の連携・協力のもと、きめ細やかな地域福祉活動を展開し、地域福祉活動計画に定める諸活動を推進します。

3 基本理念

本村の上位計画である「第六次大衡村総合計画」（令和2年度～令和11年度）における基本理念は、「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら ～みんなで支え 笑顔で暮らせる まちづくり～」となっています。

人や地域とのつながりが希薄化している中で、ともに支え合うことで、これからも大衡村で誰もが安心して、そして笑顔で暮らしていくことができることを目指して、本計画の基本理念を「ともに支え合い、誰もが安心して笑顔で暮らせる大衡村」とします。

〈 基本理念 〉

ともに支え合い、誰もが安心して笑顔で暮らせる大衡村

4 基本目標

基本理念の実現に向けて、本村の現状を踏まえ、以下の4つの基本目標を定め、基本施策を展開します。

基本目標1 みんなが相談しやすく適切なサービスが受けられるまちづくり

相談窓口の周知を図るとともに、住民が困りごとや悩みごとをひとりで抱え込まず、誰もが気軽に相談でき、サービスを必要とする人が適切なサービスを受けることができるまちづくりを目指します。

施策1-1 包括的な相談支援体制の整備

施策1-2 制度や福祉サービスの強化

基本目標2 みんなが安心して暮らせるまちづくり

日ごろから一人ひとりが防犯・防災意識を持ち、近隣への挨拶や声かけなど、できることから始めることで、地域での見守りを行い、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりを目指します。

施策2-1 防犯・防災対策の推進

施策2-2 生活環境の整備

基本目標3 みんなでつながり支え合うまちづくり

居場所・交流に関する事業としてどのようなものがあるか周知を図るとともに、地域で孤立・孤独の状態にある人がいないか声かけを行い、地域全体で支え合うまちづくりを目指します。

施策3-1 居場所・交流の場づくり

施策3-2 地域課題の解決に向けた体制整備

基本目標4 みんなが参加し、活躍できるまちづくり

地域福祉への関心を持つ人が増え、自分にできることは何かを考え、調べ、行動すること、そして継続した地域活動ができるよう活動の周知を図るとともに、担い手の育成を行い、一人ひとりが活躍できるまちづくりを目指します。

施策4-1 地域福祉を支える人材の育成

施策4-2 地域福祉への理解促進

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなが相談しやすく適切なサービスが受けられるまちづくり

1-1 包括的な相談支援体制の整備

[施策の実施方針]

複雑化・多様化する課題を抱える人を地域や各種団体、大衡村及び大衡村社会福祉協議会の連携により、適切な支援に結びつくよう体制整備を進めます。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ 様々な問題を抱える村民に対し、社会福祉協議会とともに関係者と連携を図り、迅速な対応ができる包括的な相談支援体制の整備を図ります。
- ◆ 包括的な支援体制の整備に対応できる人材育成に取り組みます。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ 生活相談所や福祉なんでも相談事業など、誰でも気軽に相談できる相談窓口をより一層充実し、関係機関と連携しながら、適切な機関や支援につなぎます。また、各種相談窓口のより一層の周知に努めます。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 村の相談窓口を把握しましょう。
 - 困りごとや悩みごとを抱え込まず、相談しましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 地域全体で村の相談窓口を把握しましょう。
 - 困りごとや悩みごとを相談しやすい環境をつくりましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる人の割合	38.7%※	50.0%
生活相談所の開設を知っている人の割合	70.6%※	80.0%

※ 「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果

1-2 制度や福祉サービスの強化

[施策の実施方針]

大衡村及び大衡村社会福祉協議会の制度やサービスについて周知するとともに、制度やサービスを必要とする人が適切に受けることができるよう強化していきます。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ 地域福祉に携わる関係機関との連携を通じて、支援を必要とする人への迅速かつ適切なサービスの提供に取り組みます。
- ◆ 多様化する問題に対して、既存のサービスの枠に捕らわれず柔軟に対応できるよう、住民ニーズに応じたサービスを検討していきます。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ 住民の多様な生活課題に対応する制度・福祉サービスの充実を図ります。必要な支援が確実に届くよう、併せて相談支援を行い、誰もが安心して地域で暮らし続けられる体制づくりを進めます。また、身寄りがない高齢者等への支援についても、国の動向を見ながら対応を検討していきます。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 制度やサービスについてどのようなものがあるのか把握しましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 福祉制度やサービスについて情報を収集し、周りと共有しましょう。
 - 周りに支援が必要な人がいれば、村や社会福祉協議会などへ相談し、支援につなぎましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
困ったとき、村内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度内容を知っている人の割合	28.5%※	80.0%
村内の福祉施設やサービスが充実していると思う人の割合	26.7%※	50.0%

※ 「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果

基本目標2 みんなが安心して暮らせるまちづくり

2-1 防犯・防災対策の推進

[施策の実施方針]

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、防犯・防災意識を醸成し、防犯・防災対策を推進していきます。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ 下校時の定期的（週1回）な青色防犯パトロール、詐欺対策電話機購入事業への取り組み、さらには、防犯協会による夜間パトロールや廃棄物の不法投棄パトロールなどを住民の協力を得ながら実施しており、引き続き、協力を得ながらより一層の防犯対策を図ります。
- ◆ ひとり暮らしの高齢者宅に緊急通報システムを設置、避難行動要支援者支援などの整備を通じ日ごろからの見守りの強化と、消防団や自主防災組織への支援を通して、いざという時の防災対策にさらに取り組んでいきます。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ 高齢者世帯への訪問などを通じて、日ごろから顔の見える関係づくりと見守りを進め、民生委員・児童委員との連携を通じて、さらに見守りを強化していきます。
- ◆ 災害時には、災害ボランティアセンターの設置・運営を担い、村や地域、関係機関と連携し、被災者を支える体制を整えます。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 日ごろから一人ひとりが防犯・防災への意識を持ちましょう。
 - 防犯・防災対策としてできることから取り組みましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 地域全体で防犯・防災への意識を持ちましょう。
 - 近隣住民への挨拶や声かけなど、地域での見守りを行いましょう。
 - 災害時の避難や助け合いについて話し合いましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
地域の治安は良いと思う人の割合	61.0%※	80.0%
災害時避難場所を知っている人の割合	85.1%※	100.0%

※ 「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果

2-2 生活環境の整備

[施策の実施方針]

住民の移動手段の確保、公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化、資金の貸付及び相談支援等により、安心して住み続けることのできる生活環境を整備します。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ デマンド型交通の運行により、住民の移動手段を確保しており、利用者のニーズに合った運行となるよう取り組んでまいります。
- ◆ 公共施設（公共用施設）の改修や建て替え時におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化に取り組み、高齢者や障がい者そして子どもにも利用しやすい施設の充実を図ります。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ 生活に不安を抱える方に対して相談支援を行うとともに、必要に応じて一時的な生活資金の貸付や食料支援を行い、生活の安定に向けた支援や適切な福祉サービスを提供します。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 生活環境に関して、どのような事業があるのか把握し活動へ参加しましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 地域全体で公共交通等生活環境に関する事業を把握し、情報を共有しましょう。
 - 花いっぱい運動等の環境美化活動にみんなで取り組みましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすいと思う人の割合	13.7%※	50.0%
公共施設が利用しやすいと思う人の割合	11.8%※	25.0%
お住まいの地域が暮らしやすいと思う人の割合	20.1%※	30.0%

※ 「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果

基本目標3 みんなでつながり支え合うまちづくり

3-1 居場所・交流の場づくり

[施策の実施方針]

住民が地域で孤立・孤独の状態にならないよう、誰もが安心・安全に過ごせる居場所・交流の場づくりを行います。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ 子ども・高齢者・障がいのある人の居場所づくり、高齢者の生きがい対策、在宅介護者のつどい、ひきこもり支援事業など、安心・安全に過ごせる居場所・交流の場づくりを行っており、社会福祉協議会や地域の住民の協力を得ながら、事業の周知を図るとともに、参加者の輪が広がるよう取り組んでいきます。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ 地域住民の交流機会を増やし、孤立を防止するとともに、地域で行われる福祉活動や交流活動について、活動費の助成や備品の貸出等を行い、つながりづくりを支援し、地域で主催されはじめた「お茶っこ会」のような集いの場が広がるよう取り組んでまいります。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 居場所・交流に関する事業にどのようなものがあるのか把握し参加協力しましょう。
 - 近隣住民への挨拶、声かけを行きましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 地域全体で居場所・交流に関する事業について把握し、近所の人を誘って参加しましょう。
 - 地域で孤立・孤独の状態にある人がいないか声かけを行きましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
地域や近隣の方との親しい付き合いがあると思う人の割合	41.8%※	60.0%
孤独であると感じることがある人の割合	2.8%※	2.0%以下

※ 「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果

3-2 地域課題の解決に向けた体制整備

[施策の実施方針]

複数の分野の課題が重なり、8050問題やヤングケアラーなどの複雑な課題への対応が求められており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みにみられるような、行政、社会福祉協議会、地域、サービス事業者が連携して、地域の課題として解決へ取り組む包括的な支援のための体制整備を進めていきます。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ 住民同士や地区、各種団体などの交流や連携を深め、地域のネットワーク構築を進めていきます。
- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議のように、関係機関と多職種による事象に応じた支援や事例検討を行っていきます。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ 関係機関と連携し、医療・介護・福祉のネットワークを構築し、地域課題を明らかにするとともに、住民と協働での課題解決に向けた体制づくりを目指します。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 地域課題の解決に向けて、どのような取り組みがされているのか把握し、協力できることがないか考えましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 地域課題への取り組みとして、地域で解決できるか、みんなで話し合いましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の参画者、機関の拡大・拡充	7か所	7か所以上

基本目標4 みんなが参加し、活躍できるまちづくり

4-1 地域福祉を支える人材の育成

[施策の実施方針]

民生委員・児童委員や保健活動推進員の活動への支援や心のサポーターとゲートキーパーの養成講座の実施や、関係福祉団体及び14行政区への助成等により、地域福祉を支える人材の育成に取り組みます。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ 心のサポーターとゲートキーパーの養成講座を通じて、支援を必要とする人に気づける人材の育成に引き続き取り組んでいきます。
- ◆ 社会福祉協議会とともに、民生委員・児童委員や保健活動推進員をはじめとする地域で活躍される人たちの活動支援のより一層の充実を図っていきます。
- ◆ 包括的・継続的ケアマネジメント事業として、地域の介護支援専門員の活動で抱える問題解決の場を社会福祉協議会と連携して取り組んでおり、この取り組みを通じて地域課題の把握と適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ 関係福祉団体や地域における活動の支援、福祉教育事業や福祉に関する研修の開催により、地域福祉を支える人材の育成と活動基盤の強化を図ります。
- ◆ 地域の実情をよく知り活動を行っている、民生委員・児童委員への引き続きの支援を行い、地域の課題把握と解決に結びつけるよう取り組んでいきます。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 情報収集など、できることから始めてみましょう。
 - 地域の行事や活動に参加してみましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 地域活動の継続のために活動内容を周知しましょう。
 - 担い手の育成に取り組みましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
心のサポーターの内容を知っている人の割合	11.6%※	50.0%
地域の行事や活動に参加している人の割合	58.0%※	70.0%

※ 「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果

4-2 地域福祉への理解促進

[施策の実施方針]

多様化・複雑化する地域課題の解決には、地域の誰もが「我が事」として関わり合い、地域でのつながりを軸にしてともに助け支え合う、誰一人取り残されることのない地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められ、広報紙や福祉公開セミナーによる情報の発信と、社会体育普及事業、部活動地域移行等の地域活動を通じて地域のつながりを醸成し、住民の地域福祉への理解促進に努めます。

大衡村の取り組み・支援（公助）

- ◆ 広報おおひらや SNS 等を用いた情報発信により、地域福祉への理解促進や活動への参加を促す取り組みを行っていきます。
- ◆ 社会体育普及事業として各種スポーツ大会の実施等の活動を通じて、地域でのつながりの大切さを感じ、高齢者や障がいのある方も含め、誰でも取り組むことができるスポーツの普及への取り組みを行うなど地域福祉への理解促進を図ります。

大衡村社会福祉協議会の取り組み・支援（共助）

- ◆ おおひら社協だよりやホームページ、SNS を活用し、福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。また、セミナーの開催や福祉教育を通して、福祉への理解と関心を高めます。

みんなの取り組み・支援（自助・互助）

- 自分自身、各家庭で
 - 地域福祉への関心を持ちましょう。
 - 地域福祉について学びましょう。
- 地域や仲間と一緒に
 - 地域全体で地域福祉への関心を持ちましょう。
 - 地域福祉への理解を高めましょう。

[成果目標]

項目	現状値 (R6)	目標値 (R17)
地域福祉をはじめ、福祉全般に関心のある人の割合	10.2%※	20.0%
社会福祉協議会の活動内容を知っている人の割合	39.0%※	60.0%

※ 「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果

第5章 計画の推進・評価体制

第5章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

基本理念「ともに支え合い、誰もが安心して笑顔で暮らせる大衡村」及び4つの基本目標「みんなが相談しやすく適切なサービスが受けられるまちづくり」、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」、「みんながつながり支え合うまちづくり」、「みんなが参加し、活躍できるまちづくり」の実現に向けて、「大衡村地域福祉計画推進協議会」において協議し、住民、地域、関係団体、関係機関の皆さまとともに本計画を推進していきます。

また、本村の公式ウェブサイトや広報紙等各種広報媒体を積極的に活用した適切な情報提供を行い、地域福祉施策に関する周知に努めます。

2 計画の評価体制

本計画に関わる事業は多岐にわたり、それぞれで適切な対応を実施していくことが重要となります。各事業の進捗状況、成果について適宜点検・評価し、必要な修正・改善を行います。

第6章 関連計画

第6章 関連計画

1 大衡村成年後見制度利用促進基本計画

本節を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置づけます。

[現況・課題]

本村では、高齢化率の増加とともに、要介護の認定を受ける高齢者や認知症の方の割合も増えることが見込まれるため、住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、地域全体で支えていくことが重要となっています。

そのため、村内の限られた地域資源を有効に活用し、関係機関との連携を図りながら、成年後見制度等の利用を必要とする人が速やかに制度利用につながるよう、成年後見制度の周知に努めるとともに、今後は成年後見制度利用促進に向けた段階的な整備を行い、支援が必要な対象者の生活を支援していくことが求められます。

[実施事項]

成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを次のとおり段階的に整備します。

◆ 体制整備の3ステップ

第1段階：土台づくり

権利擁護の拠点となる「中核機関」を設置し、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの身近な相談窓口との連携を構築し、スムーズな制度利用が可能となるように体制を整えます。

第2段階：ネットワークの広がり

福祉・医療・法律の専門家が集まる会議を定期的で開催し、難しいケースでも課題と解決策を速やかに共有できる体制をつくります。

第3段階：地域への定着

後見人と地域の関係者が連携して支援を続ける体制構築のため、チーム支援による継続的な見守りと、専門職だけでは不足するニーズに対応するため多様な担い手を確保できるよう、市民後見人の育成などを検討していきます。

また、権利擁護の支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、権利が担保される地域づくりを目指します。

① 成年後見制度等の普及啓発・理解促進（広報業務）

認知症や障がいにより、判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を感じる方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度、金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業（まもりーぶ）について、支援を必要とする住民が円滑に利用につながるよう普及・啓発に取り組みます。

また、必要なときに必要な制度を選択できるよう、判断能力が衰える前から利用に備えるよう働きかけていきます。

② 中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

権利擁護の拠点となる中核機関の設置に向けて、地域連携ネットワークを構築します。

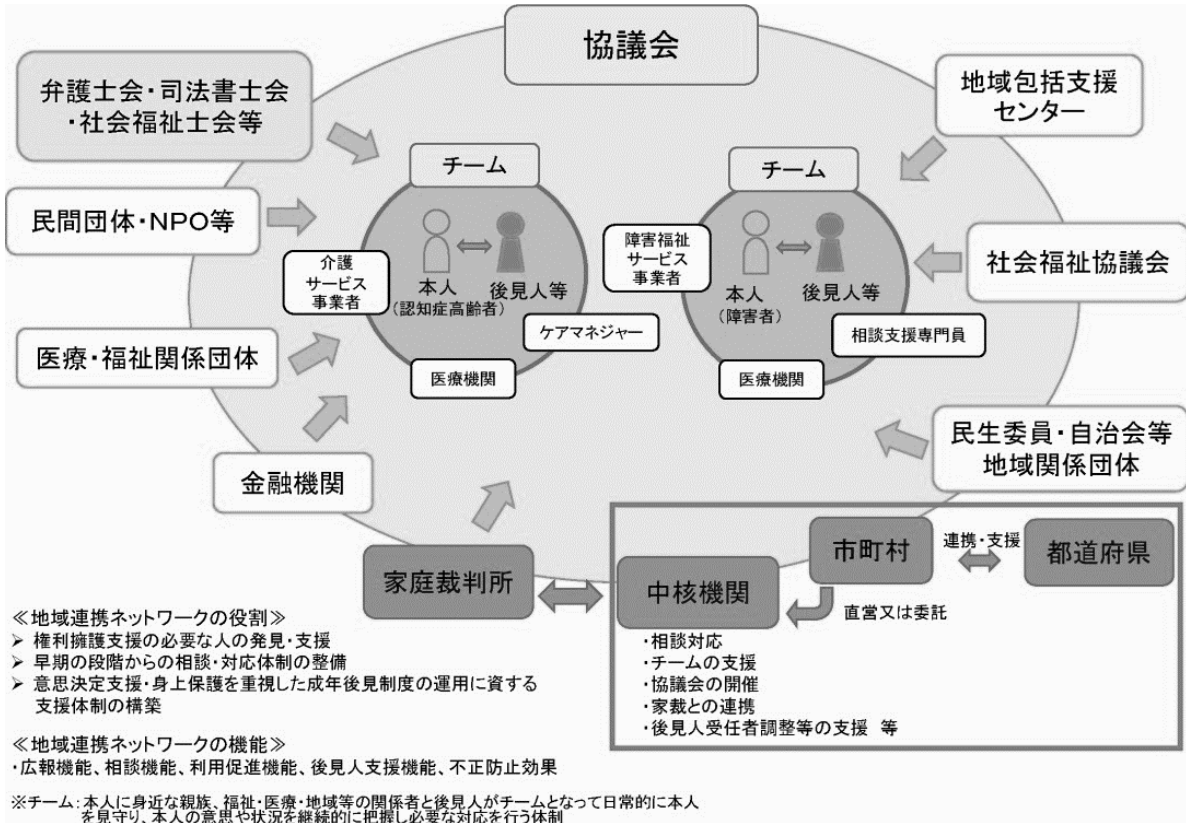
なお、中核機関では、主に次の役割を担うとされています。

中核機関における業務内容

内 容	具体的な取り組み
広 報 業 務	・制度パンフレット、リーフレットを作成します。
相 談 業 務	・各相談窓口を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口とし、初期相談から終結までを円滑に支援する体制を構築します。 ・検討・専門的判断会議を開催し、個別ケースへの支援内容の検討を実施します。
利用促進業務	・成年後見制度申立にかかる支援を行います。 ・市民後見人の育成・活用を行います。
後見人支援業務	・本人と後見人が孤立せず、支える「チーム」を構築し、チーム員会議を実施します。
不正防止機能	・随時の報告体制を含めた家庭裁判所との連携構築を目指し、不正行為の未然防止に努めます。 ・地域連携ネットワークによるチームへの関わりを通じて、後見人の経済的虐待や横領等の早期発見、不正防止につながります。

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じて適切な支援が行えるよう、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり（チーム）に対して個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、個々の専門性を生かした助言・支援を通して多職種が連携して相互に関わる地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋

なお、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携する地域連携ネットワークでは、下表にある役割を担い、本人及び後見人等を支援します。

地域連携ネットワークの求められる役割

役割	具体的な取り組み内容
権利擁護支援が必要な人の発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のほか地域包括支援センターや社会福祉協議会では、相談支援を行い、身近な地域の成年後見制度の「相談機関」として活動しています。 ・地域連携ネットワークでは、相談機関相互の情報交換や連携、支援困難な事例への対応など、権利擁護の支援が必要な人を発見し、成年後見制度の利用に結びつけていきます。
早期の段階からの相談・対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・早期段階からの相談に対して、個々の事情に応じて最も適切な権利擁護ができるよう、関係機関が連携する体制を編成し、成年後見制度を利用する本人の意思決定に基づいた申立と支援ができる体制を構築します。
意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援が必要な人について、本人に身近な親族や司法・医療・福祉・地域の関係者のほか、後見人が加わり、「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

③ 相談・後見人支援体制の整備（相談業務・後見人支援業務）

相談、後見人支援にあたっては、在宅等で生活している方、医療機関長期入院中や施設等へ入所中の方等、本人の生活状況に応じた窓口と連携して相談を受け、相談員とともに「チーム」を構成し、後見人支援を行います。

生活状況に応じた主な相談対応先

生活拠点	高齢者の場合	障がい者の場合
在宅（自宅）	地域包括支援センター	相談支援事業者
居宅（有料老人ホーム）	地域包括支援センター 介護支援専門員	
介護施設・グループホーム 障がい者施設	施設相談員	施設相談員
医療機関	医療機関相談員	医療機関相談員

また、本人の状況に応じた適切な後見人候補者の選任や、身近な権利擁護の担い手として期待される後見人についての制度の周知、候補者の育成、活動支援等、実施体制について検討を行い、機能強化を図ります。

④ 利用しやすい環境整備・担い手の支援（利用促進業務）

利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用、選択できるよう、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）との連携により円滑な移行に取り組むほか、村長申立や報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行う等、利用しやすい環境整備に取り組みます。

また、後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるよう支援します。

◆ 日常生活自立支援事業との連携

相談窓口において、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用状況を把握し、成年後見制度への円滑な移行を含めた多様な選択ができるよう支援します。

◆ 村長申立

判断能力が十分でない方で後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立を行うことが難しい場合、調査のうえ村長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立を行います。

◆ 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成等、負担軽減に向けた支援の具体化を図ります。

◆ 制度の担い手の確保及び能力の向上

身近な権利擁護の担い手として期待される後見人についての制度の周知、候補者の育成、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

⑤ 計画の対象者

本計画の対象者は、認知症や知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がいなどで判断能力が不十分な方々を対象とします。

こうした方々が、地域の一員としてこれからも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会全体で支援していくことが重要となります。そのため、すべての住民を対象とし、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

2 大衡村再犯防止推進計画

本節を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置づけ、国や県、警察等と連携しつつ、宮城県再犯防止推進計画に基づき、県や警察署及び近隣自治体も含めた関係機関と連携を図りながら、本村が行うべき取り組みを推進します。

[現況・課題]

犯歴のある方々の中には、生活の厳しさやアルコールやギャンブルへの依存、病気、厳しい生育環境等から、様々な困難や生きづらさを抱えている方が少なくありません。社会復帰後も地域で孤立することなく安定した生活を送るためには、一人ひとりの多岐にわたる課題へ継続して対応していく必要がありますが、刑事司法関係機関だけでは限界があります。

そのため、村や人権擁護委員、保護司、更生保護に取り組む関係機関、社会福祉協議会等と協力しながら、就労、住居、保健医療、福祉、非行防止など、様々な取り組みを通じて支援していくことが求められています。

そのうえで、犯歴のある方が地域で孤立しないよう、本村では住民の皆さんに、更生保護活動への理解を深めてもらう取り組みを関係団体とともに進めていきます。

[実施事項]

実施にあたっては、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関や保護司とともに、社会の一員として受け入れられる住民理解の促進を図ることで、「誰一人取り残さない」安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

① 広報・啓発活動

毎年7月の社会を明るくする運動の強調月間・再犯防止啓発月間を活用し、広報紙、公式ウェブサイト等において更生保護に関する情報や活動内容等について発信し、再犯防止に関する活動等の住民の認知度を高めます。

また、犯歴のある人が社会で孤立することがないように、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の心情について、住民の理解と関心を深めます。

※ 社会を明るくする運動：法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、これらの活動に協力するように全国民に呼びかける啓蒙活動のことです。

② 就労・住居の確保

犯歴のある人等が再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るために、就労や住まい等、地域での自立につながる関係者との協力や関係づくりを進めます。

◆ 就労の確保

就労については、公的な生活支援、経済的な支援等を通じ、生活の安定を図ります。

また、必要に応じて生活困窮者自立支援事業等の利用につながるよう、保護司をはじめ、自立支援に関わる関係機関等と情報を共有し、事業による自立支援及び生活の安定を図ります。

◆ 住居の確保

住居については、就労の確保と密接に関わるため、関係機関等との情報共有により就労支援と合わせて、住居の確保につながるよう支援を行います。

③ 行政・福祉・医療サービスの確実な提供及び関係機関・団体との連携強化

行政・福祉サービスの確実な提供につながるよう、次のとおり関係機関・団体との連携強化を図ります。

- 更生保護を支える保護司等の活動を支援するとともに、地域での自立につながる関係者との協力や関係づくりを進めます。
- 関係機関との情報共有を図り、心身の状況に応じて必要な行政サービスや福祉サービス・支援の提供につながるよう、サービス提供事業所等と連携して対応を図ります。
- 学校や地域の活動団体、関係機関等と連携し、非行の未然防止に取り組みます。

資料編

1 大衡村地域福祉計画推進協議会設置要綱

令和 6 年 11 月 1 日
大衡村告示第 142 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、大衡村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、計画の進捗状況を管理し、必要とすべき措置についての意見を聴き、もって計画の総合的な推進に資するため、大衡村地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関する事。
- (2) 計画の推進に関する事。
- (3) 計画の推進状況に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 名以内を以って組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 住民代表者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 社会福祉施設代表
- (4) 福祉団体
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 学識経験者
- (7) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、初回の会議については、村長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要あると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼等の支給)

第7条 委員には、別表の定めるところにより、謝礼及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

役職名	謝礼	費用弁償
会長	6,500円	1,500円
委員	6,300円	1,500円

2 大衡村地域福祉計画推進協議会委員名簿

任期：令和6年12月1日～令和9年11月30日

区分	所属	氏名	備考
1号委員	行政区長会	堀籠 敦	
1号委員	婦人会	遠藤 つや子	
2号委員	宮城県塩釜保健所黒川支所	我妻 美幸	令和7年3月31日まで
2号委員	宮城県塩釜保健所黒川支所	八巻 直恵	令和7年4月1日から
3号委員	特別養護老人ホーム七峰荘	波間 英治	
3号委員	社会福祉法人みんなの輪わ・は・わ大衡	大和田 悠介	
4号委員	老人クラブ連合会	早坂 繁利	
4号委員	保健活動推進員	佐藤 まり子	
4号委員	ボランティア友の会	男澤 浩子	
5号委員	民生委員・児童委員連絡協議会	奥山 まき子	令和7年11月30日まで
5号委員	民生委員・児童委員連絡協議会	鎌田 澄子	令和7年12月1日から

3 大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過

協議会開催日等	回	内 容
令和6年12月6日	第1回	・「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査について
令和6年12月25日～令和7年1月14日		「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査の実施 対象：村内在住の18歳以上の方
令和7年2月18日～2月28日		関係団体等及び事業所アンケート調査の実施 対象：地域福祉の分野で活動されている関係団体等及び福祉の分野で事業運営をされている事業所
令和7年3月24日	第2回	・「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査結果について
令和7年9月19日	第3回	・基本理念及び基本目標について ・「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」骨子案について
令和7年12月22日	第4回	・「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」素案について ・パブリックコメントの実施について
令和8年1月9日～1月30日		パブリックコメントの実施
令和8年3月25日	第5回	・パブリックコメントの結果について ・「大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画」の承認

4 関連事業の一覧

基本目標	取り組み	事業・活動	担当
基本目標1 みんなが相談しやすく適切なサービスが受けられるまちづくり	1-1 包括的な相談支援体制の整備	妊婦健康相談（妊娠届出時）	健康福祉課
		妊婦健康相談（妊娠8か月頃）	健康福祉課
		子育て何でも相談	健康福祉課
		心理相談	健康福祉課
		健康何でも相談	健康福祉課
		健診事後保健指導	健康福祉課
		精神保健福祉相談事業（はあと相談）	健康福祉課
		生活相談所の開設	社会福祉協議会
		福祉なんでも相談事業	社会福祉協議会
		総合相談支援業務 （地域包括支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会
		1-2 制度や福祉サービスの強化	万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業
	母子・父子家庭医療費助成事業		住民生活課
	高齢者等タクシー利用券交付事業		健康福祉課
	高齢者等紙おむつ支給事業		健康福祉課
	敬老祝誕生日訪問事業		健康福祉課
	高齢者等ごみ出し支援事業		住民生活課
	ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業		健康福祉課 社会福祉協議会
	ひとり暮らし高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業		健康福祉課 社会福祉協議会
	軽度生活援助事業		健康福祉課 社会福祉協議会
	生活管理指導短期宿泊事業		健康福祉課
	障害者医療費助成事業		住民生活課
	指定介護予防支援事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	介護予防・日常生活支援総合事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	介護予防ケアマネジメント事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	権利擁護事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	認知症総合支援事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	子育て支援事業 （地域活動支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	母子等育児支援事業 （地域活動支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	障がい者相談支援事業 （地域活動支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	除雪ボランティア		健康福祉課
	訪問理美容サービス		健康福祉課
	生活安定資金の貸付		社会福祉協議会
	生活福祉資金の貸付		社会福祉協議会
	生活困窮者支援事業	社会福祉協議会	
日常生活自立支援事業（まもりーぶ）	社会福祉協議会		

基本目標	取り組み	事業・活動	担当
基本目標2 みんなが安心して暮らせるまちづくり	2-1 防犯・防災対策の推進	下校時の防犯パトロール	総務課
		夜間の防犯パトロール	総務課 (防犯協会)
		不法投棄パトロール	住民生活課
		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	健康福祉課
		特殊詐欺撃退電話機購入費補助金	総務課
		犯罪被害者支援事業	総務課
		避難行動要支援者支援	総務課
		社会を明るくする運動	健康福祉課
		保護司・大衡地区更生保護女性部の活動支援	健康福祉課
		安心見守り事業	社会福祉協議会
		ボランティアセンター事業	社会福祉協議会
	2-2 生活環境の整備	地域公共交通の充実	企画財政課
		公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	企画財政課
		無線放送設備のバリアフリー化	企画財政課
		生活保護世帯等への水道料金減免	都市建設課
		住宅困窮者への公営住宅の提供	都市建設課
		認知症総合支援事業（地域包括支援センター運営事業）【再掲】	健康福祉課 社会福祉協議会
		生活安定資金の貸付【再掲】	社会福祉協議会
		生活福祉資金の貸付【再掲】	社会福祉協議会
		生活困窮者支援事業【再掲】	社会福祉協議会
		日常生活自立支援事業（まもりーぶ）【再掲】	社会福祉協議会
		福祉用具等貸出事業	社会福祉協議会
		認知症総合支援事業【再掲】 （地域包括支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会

基本目標	取り組み	事業・活動	担当
基本目標3 みんなでつながり支え合いまちづくり	3-1 居場所・交流の場づくり	子どもの居場所づくり事業	社会教育課
		高齢者の居場所づくり事業	健康福祉課 社会福祉協議会
		障がいのある人の居場所づくり事業	健康福祉課 社会福祉協議会
		高齢者の生きがい対策（シルバー人材センター）	健康福祉課
		在宅介護者のつどい	健康福祉課 社会福祉協議会
		一般介護予防事業 （地域包括支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会
		認知症総合支援事業【再掲】 （地域包括支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会
		創作・生産活動支援事業 （地域活動支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会
		もみじ会活動事業 （地域活動支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会
		障がい者交流事業 （地域活動支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会
		ひきこもり支援事業 （地域活動支援センター運営事業）	健康福祉課 社会福祉協議会
		健康増進活動事業等補助金	健康福祉課
		住民主体の通いの場	健康福祉課 社会福祉協議会
		ひとり暮らし交流会	社会福祉協議会
		各行政区への地域福祉活動費の助成	社会福祉協議会
		世代間交流会	社会福祉協議会
		地域福祉活動支援事業	社会福祉協議会
		福祉用具等貸出事業【再掲】	社会福祉協議会
		3-2 地域課題の解決に向けた体制整備	自死対策推進事業（普及啓発）
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた事例検討会		健康福祉課
	地域ケア会議推進事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	在宅医療・介護連携推進事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会
	生活支援体制整備事業 （地域包括支援センター運営事業）		健康福祉課 社会福祉協議会

基本目標	取り組み	事業・活動	担当
基本目標4 みんなが参加し、活躍できるまちづくり	4-1 地域福祉を支える 人材の育成	心のサポーター養成講座	健康福祉課
		ゲートキーパー養成講座	健康福祉課
		包括的・継続的ケアマネジメント事業 (地域包括支援センター運営事業)	健康福祉課 社会福祉協議会
		認知症総合支援事業【再掲】 (地域包括支援センター運営事業)	健康福祉課 社会福祉協議会
		関係福祉団体への助成	社会福祉協議会
		各行政区への地域福祉活動費の助成【再掲】	社会福祉協議会
		地域福祉活動支援事業【再掲】	社会福祉協議会
		福祉用具等貸出事業【再掲】	社会福祉協議会
		関係福祉団体の事務局	社会福祉協議会
		ボランティアセンター事業【再掲】	社会福祉協議会
		福祉公開セミナー	社会福祉協議会
		福祉教育推進事業	社会福祉協議会
		4-2 地域福祉への理解 促進	社会体育普及事業
	部活動地域移行		社会教育課
	広報誌「おおひら社協だより」の発行		社会福祉協議会
	福祉公開セミナー【再掲】		社会福祉協議会
		福祉教育推進事業【再掲】	社会福祉協議会
	共同募金事業	社会福祉協議会	

5 関連事業の内容

【 あ行 】

- ◆ 安心見守り事業
75歳以上のひとり暮らし高齢者を訪問し安否確認を行います。地域包括支援センター職員と訪問し、生活状況を把握するとともに、必要な支援につなげます。
- ◆ 一般介護予防事業一般介護予防事業（地域包括支援センター運営事業）
65歳以上の高齢者を対象とし、日常生活動作の向上や社会参加、生きがいづくりを目的に身近な地域で介護予防サービスを実施します。また、理学療法士を活用した自立支援に役立つ取り組みを推進します。
 - ① いきいきサロン
 - ② 脳トレ楽習教室
 - ③ 介護予防リハビリ指導

【 か行 】

- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業（地域包括支援センター運営事業）
要支援者等を対象とし、要介護状態になることを予防するため、多様なサービスの提供を行います。
 - ① 通所型サービスA（はつらつ塾）
 - ② 通所型サービスC（元気アップ教室）
- ◆ 介護予防ケアマネジメント事業（地域包括支援センター運営事業）
介護予防や日常生活支援が必要な利用者を把握し、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。いきいきサロンや総合事業希望者に基本チェックリストを実施しています。
- ◆ 各行政区への地域福祉活動費の助成
14行政区に地域福祉活動費を助成します。各行政区にて、住民が集まる活動への助成をすることで、つながりづくりを支援します。
- ◆ 関係福祉団体の事務局
老人クラブ連合会、ボランティア友の会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループたんぽぽの団体事務局として活動を支援し、地域福祉の推進を図ります。
- ◆ 関係福祉団体への助成
老人クラブ連合会、ボランティア友の会、婦人会、ボランティアグループたんぽぽ、更生保護女性会へ助成を行い、関係福祉団体の活動を支援します。
- ◆ 共同募金事業
赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動を通じて、住民の地域福祉への理解促進を図ります。
- ◆ 軽度生活援助事業
要介護認定非該当のひとり暮らし高齢者等にヘルパーを派遣し、家事等のサービスを提供します。

- ◆ 敬老祝誕生日訪問事業
長寿を祝い、高齢者福祉の増進を図るとともに、高齢者自らの心身の健康増進に努める意欲を高めることを目的とし、誕生日に村長がご自宅に訪問しお祝いします。
- ◆ ゲートキーパー養成講座
「悩みのある人に気づき・声をかけ・話を聴き・必要な相談機関につなげ見守る」等、自死リスクに気付ける人を増やす目的でゲートキーパー養成講座を実施しています。
- ◆ 下校時の防犯パトロール
役場職員による下校時の定期的（週1回）な青色防犯パトロールを実施しています。
- ◆ 健康増進活動事業等補助金
運動習慣の増加、介護予防、食育の推進のいずれかにつながる活動をしている、村内在住の高齢者（65歳以上）が、5人以上在籍する任意団体・住民グループに、補助金を交付しています。補助金の額は補助対象経費の1/2で、上限は3万円です。
- ◆ 健康何でも相談
村民が抱える健康問題（心の健康も含む）を少しでも解消するために保健師や栄養士が相談を受け付けています。概ね第3金曜 13：30～15：00 に開催しています。
- ◆ 健診事後保健指導
健診受診者のうち、受診勧奨値のある方に対して、基本的に訪問での受診勧奨をしています。
- ◆ 権利擁護事業（地域包括支援センター運営事業）
住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持するために、権利擁護に係る相談や情報提供をはじめ、困難事例の対応を行います。
- ◆ 公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
公共施設（公共用施設）におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の充実を図ります。施設の修繕や改修に合わせ、バリアフリー等の整備を積極的に進めていきます。
- ◆ 広報誌「おおひら社協だより」の発行
年4回、全世帯と村内企業に配布し、住民の福祉に関する啓発推進を図ります。
- ◆ 高齢者等ごみ出し支援事業
ごみを集積所まで搬出困難な高齢者、障がい者に対してごみ出し支援を実施しています（大衡村シルバー人材センターに委託）。
- ◆ 高齢者等タクシー利用券交付事業
高齢者等の生きがいのある生活を送るために、移動用タクシーに係る料金の一部を助成するものです。
- ◆ 高齢者等紙おむつ支給事業
常時失禁状態にある在宅で寝たきり状態の高齢者等が、清潔で心地よい生活を送るため紙おむつの購入費を助成するものです。
- ◆ 高齢者の生きがい対策（シルバー人材センター）
高齢者の就業の機会の確保、業務の提供を組織的に行い、高齢者の社会参加活動を援助します。生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに取り組みます。

- ◆ 高齢者の居場所づくり事業
高齢者になっても元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていくために、交流の場、老人クラブの活動の支援、介護予防等を通じた生きがい・居場所づくりを進めます。
- ◆ 心のサポーター養成講座
メンタルヘルスやこころの病気への正しい知識を持ち、早期の困りごとの発見と適切な支援を行える人を増やすことを目的とし、養成研修を定期的実施し、地域全体でメンタルヘルスの向上と自死予防に取り組む体制を構築していきます。
- ◆ 子育て支援事業（地域活動支援センター運営事業）
障がい児の日中預かり事業を実施し、社会に適応するための日常的な訓練等の多様な福祉サービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り、障がい児とその家族の生活支援を行います。
- ◆ 子育て何でも相談
妊婦の方、未就学児の保護者を対象に、妊婦・育児・産後・栄養相談を実施しています。開催日が決まっており、母子手帳アプリでの完全予約制としています。
- ◆ 子どもの居場所づくり事業
地域の子どもは地域で育てることをねらいに、大人と子どもと一緒に遊び、ふれあう居場所をつくりまします。実施を希望する地区への補助金交付を行います。

【 さ行 】

- ◆ 在宅医療・介護連携推進事業（地域包括支援センター運営事業）
在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を図ります。
黒川地区地域医療対策委員会と協力し、医療と介護従事者が連携し黒川地域がまとまって、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築します。
- ◆ 在宅介護者のつどい
在宅で寝たきりや認知症の家族等をかかえている介護者が、悩みや不安を語り合い、情報交換と心身のリフレッシュを図ることを目的として、年3回実施します。
- ◆ 自死対策推進事業（普及啓発）
自死対策の重要性に関する住民の理解が深まるよう、自死や自死関連に対する正しい知識を普及啓発しています。
ストレスとメンタルヘルス、うつ病の自己チェック、相談先を載せた自死予防リーフレットを全世帯に配付、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、ポスター掲示や広報等を活用し普及啓発を実施しています。
- ◆ 指定介護予防支援事業（地域包括支援センター運営事業）
要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう支援します。
- ◆ 社会体育普及事業
各種スポーツ大会の実施、奨励金の交付、スポーツ団体支援を行います。今後は高齢者や障がいのある方も含め、誰でも取り組むことができるスポーツの普及に取り組みまします。

- ◆ 社会を明るくする運動
犯罪や非行をした人が再び過ちを犯すことがないように街頭広報等により地域の方がその活動を理解し、立ち直りを支え、見守る活動を行っています。
- ◆ 住民主体の通いの場
高齢者をはじめ地域住民が、他者との繋がりの中で主体的に取り組む、介護予防やフレイル予防につながるような、月一回以上の活動の場や機会を指します。
集う目的は「共通の生きがい・楽しみ」「交流（孤立予防）」「心身機能維持・向上など」で、運営している住民のニーズに合わせて後方支援を行います。
- ◆ 障害者医療費助成事業
一定程度の障がい者に対して、医療費を助成しています。
- ◆ 障がい者交流事業（地域活動支援センター運営事業）
障がい者やその家族等の居場所づくりや地域交流の場を設けます。
- ◆ 障がい者相談支援事業（地域活動支援センター運営事業）
相談支援専門員が障がい者のサービス利用に関するご希望や目標を伺い、サービス等利用計画、障がい児支援利用計画の作成を行います。
- ◆ 障がいのある人の居場所づくり事業
地域活動支援センターにおいて交流の場を提供するほか障害福祉サービス等の利用等を通じ、障がい者の社会参加を促します。イベントや生涯学習活動を通じて住民へ障がい者への理解を進めるとともに、障がい者が地域とつながるきっかけづくりに取り組みます。
- ◆ 除雪ボランティア
冬期間における地域の高齢者等の生活を支援し、身体的、精神的に自立した日常生活が送れるよう地域に協力を仰ぎ、住民同士での地域作りを目指します。
- ◆ 心理相談
子育てについての相談や、発達についての相談を心理士が実施。
- ◆ 生活安定資金の貸付
低所得世帯に対し、1回5万円を上限に無利子で生活費の貸付を行うとともに、支援も行うことで生活の安定を図ります。
- ◆ 生活管理指導短期宿泊事業
要介護認定において「自立」と判定された高齢者で、ひとり暮らしの高齢者の基本的な生活習慣の確立が図られるよう支援し、要介護状態への進行を予防することを目的とし、特別養護老人ホームまたは養護老人ホームへ短期入所を行うものです。
- ◆ 生活困窮者支援事業
生活困窮者の相談を受け付け、自立相談支援センターやフードバンクと連携し、相談支援を行います。また、必要に応じて食料支援を行います。
- ◆ 住宅困窮者への公営住宅の提供
住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃で住宅を賃貸しています。公募による申し込みを受け付けています。

- ◆ 生活支援体制整備事業（地域包括支援センター運営事業）
地域における、一体的な生活支援サービスの提供体制を整備します。
① 生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の発掘、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチング等を行います。
② 地域における支え合いの体制づくりを推進し、協議体の運営を行います。
- ◆ 生活相談所の開設
生活相談員、人権擁護委員、行政相談委員が生活上の相談、人権に関する相談、行政サービスに関する相談に応じます。毎週水曜日（第5週は休み）に相談所を開設しており、住民のあらゆる相談を受け付け、必要な支援機関へつなぎます。
- ◆ 生活福祉資金の貸付
他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者が属する世帯、高齢者が属する世帯に対し、無利子または低利子で資金の貸付を行う宮城県社会福祉協議会の事業です。大衡村社会福祉協議会が窓口となり、相談支援も行なうことで生活の安定と自立を図ります。
- ◆ 生活保護世帯等への水道料金減免
生活保護・母子父子・高齢独居世帯への水道料金（基本料金の1/2）を毎月減免。該当者からの申請後、軽減決定をしています。
- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた事例検討会
精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の個別課題の解決と併せ、個々の支援の積み重ねから地域の現状分析・課題整理を行います。
- ◆ 精神保健福祉相談事業（はあと相談）
18歳以上のこころの不調等で悩んでいる本人や家族を対象に精神科医による来所相談を隔月で開設しています。来所が困難な場合には訪問にも応じています。
- ◆ 世代間交流会
子どもと高齢者等の世代間の交流会を開催します。レクリエーションや創作を通じた交流により、地域でのつながりづくりを促進します。
- ◆ 総合相談支援業務（地域包括支援センター運営事業）
地域におけるネットワークの構築、総合相談（高齢者及び家族の相談対応）、保健福祉サービスの利用申請手続きの代行、高齢者の実態把握を行います。
- ◆ 創作・生産活動支援事業（地域活動支援センター運営事業）
利用者の利用目的に応じた創作的活動、生産活動、自主的活動等を行う場を提供し、社会参加の促進を図るための活動支援を行います。

【 た行 】

- ◆ 地域ケア会議推進事業（地域包括支援センター運営事業）
包括的・継続的ケアマネジメント業務の効率的な実施のための支援として、地域ケア個別会議を開催します。関係者間で課題共有と支援の方向性を検討し役割分担をすることでスムーズなサービス提供に繋がっています。
- ◆ 地域公共交通の充実
デマンド型交通の本格運行により、住民の移動手段確保に寄与しています。目的地の充実に更に図るなど、住民の利便性向上に努めます。

- ◆ 地域福祉活動支援事業
住民による地域での活動への助言、レクリエーションの指導等により住民が行う地域福祉活動を支援します。
- ◆ 特殊詐欺撃退電話機購入費補助金
主に 65 歳以上世帯への電話機または電話機接続機器への補助を実施しています。

【 な行 】

- ◆ 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）
高齢者や障がい者の福祉サービスの利用手続きや金銭管理を生活支援員がお手伝いします。高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援します。
- ◆ 認知症総合支援事業（地域包括支援センター運営事業）
認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援します。
 - ① 認知症初期集中支援事業
 - ② 認知症地域支援・ケア向上推進事業
 - ア 認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座
 - イ 認知症カフェ「みかんカフェ」
 - ウ 認知症ケアパス「認知症支援ガイド」
 - エ チームオレンジ事業
- ◆ 妊婦健康相談（妊娠届出時）
妊娠届出時（母子手帳交付時）に、対面で妊娠中の生活・栄養等についての相談を実施しています。
- ◆ 妊婦健康相談（妊娠 8 か月頃）
妊娠 8 か月頃、保健師からの電話にて、体調確認や生活状況等のアンケートを実施しています。
また、妊婦のための支援給付金に関して、流産・死産・中絶等の方も交付対象となるため、妊娠 8 か月アンケート時に電話で説明しています。

【 は行 】

- ◆ 犯罪被害者支援事業
犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進します。相談窓口の設置、及び遺族支援金等の支給をしています。
- ◆ ひきこもり支援事業（地域活動支援センター運営事業）
ひきこもりなど、何らかの事情で自宅にいる方が、安心・安全に過ごせる居場所を提供します。平日 10：30～15：00 に活動場所を開設します。
- ◆ ひとり暮らし交流会
70 歳以上のひとり暮らし高齢者の交流会を開催し、レクリエーションや会食、交流を行います。年 3 回開催しており、必要な方には相談窓口を案内し、必要な支援につなげます。
- ◆ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
高齢者等の日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消し、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とし、ひとり暮らしの高齢者宅に緊急通報システムを設置します。

- ◆ ひとり暮らし高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
寝具の衛生管理等が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等の寝具を洗濯します。年 1 回実施しており、生活状況の把握をし、必要な支援につなげます。
- ◆ ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業
高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とし、65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に食事(夕食)を届け、安否確認を行います。
- ◆ 避難行動要支援者支援
有事の際には、要支援者支援を実施します。自主防災組織主動に訓練時には、要支援者名簿により、声かけ・安否確認を実施しています。
- ◆ 部活動地域移行
学校で行われている部活動の指導を地域で担います。生徒が継続的にスポーツ・芸術文化活動に親しむ機会を確保するため、地域人材を活用していきます。
- ◆ 福祉教育推進事業
福祉への理解と関心を高めるため、高齢者疑似体験セットの貸し出しや、学校での福祉学習や住民への出前講座を行います。
- ◆ 福祉公開セミナー
住民を対象に、福祉に関するテーマで研修会を開催します。
- ◆ 福祉なんでも相談事業
さまざまな困りごとに対して相談支援を行います。来所、訪問、電話、メールであらゆる相談を受け付けます。
- ◆ 福祉用具等貸出事業
介護保険対象者以外に車いす、団体にレクリエーション用品の貸出を行います。地域での活動にレクリエーション用品を貸し出すことで、住民同士のつながりを支援します。
- ◆ 不法投棄パトロール
村内における廃棄物の不法投棄を的確に把握します。監視員 4 名、各地区月 2 回地域のパトロールを実施していきます。
- ◆ 包括的・継続的ケアマネジメント事業（地域包括支援センター運営事業）
高齢者に係る保健・医療・福祉などに関する多様な支援を総合的・包括的・継続的に提供するための体制を整え、地域の介護支援専門員を支援します。
 - ① ケアマネジャーに対する個別支援
 - ② ケアマネ・ケアスタッフ研修定例会（富谷市・黒川地区の包括支援センター主催）
 - ③ 居宅介護支援事業所情報交換会・事例検討会（村包括支援センター独自）
- ◆ 訪問理美容サービス
理容院又は美容院へ出向くことが困難な要介護高齢者等に対し、理容師又は美容師が居宅を訪問し、理容又は美容サービスを提供します。
- ◆ 保護司・大衡地区更生保護女性部の活動支援
刑務所や少年院から出所した人が円滑に社会復帰できるよう保護観察対象者への面接指導、住居、就業先の調整を行います。また、街頭活動による啓発活動を行っています。

- ◆ 母子・父子家庭医療費助成事業
ひとり親で、子どもが18歳に達する年度の末日まで医療費を助成します。
- ◆ 母子等育児支援事業（地域活動支援センター運営事業）
育児に悩みや不安を抱える母子等の相談や通える場の提供、送迎の他、必要な支援を行います。
- ◆ ボランティアセンター事業
ボランティアの相談や活動のマッチング、研修会の開催、ボランティア保険の加入促進等により、村内のボランティア活動を推進します。災害発生時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者支援を行います。

【 ま行 】

- ◆ 万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業
大衡村在住で出生から18歳に達する年度の末日までのお子さんの医療費を助成します。
- ◆ 無線放送設備のバリアフリー化
防災行政無線放送の戸別受信機を誰でも利用できるよう、聴覚等に障害のある方には文字伝送装置を利用いただき、放送内容を文字で確認いただいています。
- ◆ もみじ会活動事業（地域活動支援センター運営事業）
村内に在住の精神障がい者、こころに悩みや不安をお持ちの方の相談や余暇活動、交流活動を支援します。

【 や行 】

- ◆ 夜間の防犯パトロール
防犯協会による夜間パトロールを実施しています。年2回、夏季休業・地域安全週間に併せて実施します。

6 用語解説

【 あ行 】

- ◆ アウトリーチ
引きこもり、生活困窮者、精神疾患のある方など生活上の問題を抱えている人に対し、専門員や支援機関が訪問等をし、必要なサービスにつなげるよう働きかけることです。

【 か行 】

- ◆ 権利擁護
意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うことです。
- ◆ 高次脳機能障がい
交通事故や転倒などによる外傷や病気によって脳の一部に損傷を受けたことによる、「新しいことが覚えられない」「すぐに忘れる」「意欲がなくなる」「集中力が続かない」「周囲とうまくコミュニケーションがとれない」などの後遺症を指します。
- ◆ 更生保護
犯罪や非行を行った人が再び罪を犯すことなく、地域社会の理解と協力を得ながら社会復帰し、自立し改善更生を助け、安全安心な地域社会を目指すことをいいます。
- ◆ 心のサポーター
メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる人のことを指します。各地域で「心のサポーター」が養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与するとともに、メンタルヘルス不調等の予防、さらには早期介入につながることを期待されています。

【 さ行 】

- ◆ 肢体不自由
身体障がいのひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいい、身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多いとされています。
- ◆ 重層的支援体制整備事業
これまでの「高齢」「子ども」「障がい者（児）」「生活困窮」といった分野や世代ごとの枠組みだけでは対応しきれない、複雑・複合化した生活課題に向き合うための事業です。関係機関と地域が分野を超えて連携し、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を一体的に実施する、重層的で包括的な支援体制を構築する事業です。
- ◆ 自立支援医療
障害にかかる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度です。

- ◆ 身体障害者手帳
身体に一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳です。
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳
精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事が交付する手帳です。
- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された仕組み・体制のことです。

【 た行 】

- ◆ 地域共生社会
制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。
- ◆ 中核機関
判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用できるよう地域全体で支える、地域の要となる組織のことです。
- ◆ 特別支援学級
小学校、中学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級です。
- ◆ 特別支援学校
障害を持つ児童生徒などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校です。

【 な行 】

- ◆ 難病
①原因不明、治療方針未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。
②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。
- ◆ 日常生活自立支援事業
認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

【 は行 】

- ◆ 8050問題
80代の親が50代の無職やひきこもりの子どもの生活を支え、世帯全体が困窮・孤立する社会問題を指します。

【 ま行 】

◆ 民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っています。

【 や行 】

◆ ヤングケアラー

大人が担うと想定される家事や家族の世話（介護、幼いきょうだいの世話、感情面のサポートなど）を行っている18歳未満の子どもをいいます。

【 ら行 】

◆ 療育手帳

一定以上の知的障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度を判定し、都道府県の療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳です。

大衡村地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年3月

編集・発行 大衡村・社会福祉法人大衡村社会福祉協議会

◆ 大衡村

〒981-3692

宮城県黒川郡大衡村大衡字平林 62 番地

TEL 022-345-0253 FAX 022-345-6630

E-mail fukushi@village.ohira.miyagi.jp

◆ 社会福祉法人大衡村社会福祉協議会

〒981-3602

宮城県黒川郡大衡村大衡字平林 62 番地

大衡村地域活動支援センター内

TEL 022-345-6631 FAX 022-345-6656

E-mail oohira-shakyo1@sepia.ocn.ne.jp